

第18回

新JICAの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成20年10月31日（金）

場所：東京国際センター（JICA東京）講堂

### 【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫(ご欠席)	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

### 【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴(ご欠席)	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ副代表理事

### 【産業界】

中 博一	社団法人 日本貿易会経済協力委員会副委員長（伊藤忠商事株式会社 機械貿易総括室長代行）
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

### 【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
小林 香	環境省地球環境局環境協力室長
山浦 崇(ご欠席)	経済産業省貿易経済協力局資金協力課企画係長

【事務局発言者】

天田 聡	JICA 企画部企画役
渡辺 泰介	JICA 審査部次長
杉本 聡	JICA 審査部環境社会配慮審査第一課課長
上條 哲也	JICA 審査部環境社会配慮審査第二課課長

【事務局以外の JICA 発言者】

植嶋 卓巳	JICA 企画部次長
岡崎 克彦	JICA 審査部部長

午後 1 時 0 5 分 開会

開 会

○原科座長 それでは、定刻の 1 時を若干過ぎましたので開始いたします。予定の方はおそろいだと思います。1 時 5 分になりました。開始いたします。

第 1 8 回目の委員会でございます。一月前に第 1 7 回の会議を開きまして、そのときに中間報告を我々学識委員 4 名でまとめるということをお願いして、作業してまいりました。実際の作業は先月から始めておりましたけれども、ともかく形を整えましたので、こういうことできょうは御報告いたします。お手元の資料 1 8 - 1 - 1、これでございます。

1 0 月 1 日から新しい形の J I C A になりまして、ODA における責任が特に大きくなったと思います。国際的にも大変に期待されている組織のようでございますけれども、本日はメンバーにお 1 人交代がございましたので御紹介いたします。

中さん、一言よろしく申し上げます。

○中委員 日本貿易会の経済協力委員会の副委員長を務めております伊藤忠商事の中と申します。小西委員の交代ということで今回から参加させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

○原科座長 よろしくお願ひいたします。

それでは、お手元の資料の確認でしょうか。資料の 1 8 - 1 - 1 が中間報告でございま

すが、18-1-2としまして「論点整理（案）に係る議論のポイント」。さらに加えて3つございます。1つは議事録。それから、それぞれの御都合で議論の順番が入れかわったりしましたので、どの委員会でどういった議論をしたかという論点との対応表を用意しておきました。これは私どもが作業するときに議事録をチェックするのに使ったものです。もう一つ、やはり横長のものでございますが、これは先ほどの論点整理と似ておりますけれども、「議事録チェックメモ」と書きましたけれども、議事録をもう一回読み直しまして、まとめの中で少し抜けがあったりしたものをカバーするという意味で、チェックメモというのをつけ加えたものです。17回分の議事録ということで大変な量になりますけれども、私どもの研究室のメンバーにも協力してもらいましてこういう作業を進めました。ということで、これもつけておきます。こういったものを踏まえてつくりましたのがこの中間報告でございます。最初のドラフトは私がつくりましたけれども、その後4名で相談しまして、大体こういう格好にまとめようということで、きょう提出しております。

## 議 題

### (1) 中間報告（案）について

○原科座長 それでは、まずこの案について簡単に御説明したいと思います。

全部で6章構成になっております。1が「はじめに」です。それから2番目、これは6ページになりますが、「ガイドライン改定に当たっての基本的な考え方」。それから第3章になりますけれども、11ページ、「従来の環境社会配慮と新JICAの業務」ということでございます。それから4番目、15ページ、「ガイドライン改定に当たっての論点に対する考え方」。この部分が大変長くなっております。これが議事録に基づいて——毎回、私はメモをとっておりましたけれども、余りきれいな字ではないので苦労しました。そういったメモとか記憶をもとに整理しましたけれども、やはり議事録で最終確認するというのをやりました。これが15ページから32ページにわたっております。32ページには「ガイドラインの構成と運用」。これは、時間があればこれもガイドラインのひな形のようにできればと思ったのですが、とても無理だったので、どんな構成にしたらいいかということをお我々で考えたものをここに示しております。33ページが「外務省に対する提言」。これも委員会の議論でございまして、JICAというよりも外務省にもお願いしなければいけないことがあるということで、これを最後にまとめております。という構

成でございます。

戻りまして、最初のところから御説明いたします。インプットはこのように議事録がベースです。それから我々のメモがベースでございますが、そのほか委員からの情報も加えていただいたり、事務局からも情報提供いただいております、そういったものをもとにつくっております。

まず「はじめに」でございます。

「検討の背景」とございます。これはそもそもの話でございますけれども、これは余り長くないようにコンパクトに書きました。

持続可能な社会づくりは人類共通の目標ということで、このことは我々世界中でそのようなことを考えておられて、貧困の撲滅とか平和の実現ということも、究極的には持続可能な社会をつくりたいということだと思っております。そういうことで、国際協力において特に政府開発援助、ODAの役割は大変重要だと考えておられて、そのようなことからODAがより効率的、効果的になるようなことを考えたいということで、このガイドラインづくりの基本はそういうところにあるということを書いております。ただ、ODA予算がこここのところ減ってきておられて、1990年代には世界一の金額でしたけれども、この数年減っておりまして、特に2007年には世界5位まで下がってしまった。そんな状況で、国民の理解が大分ないような感じがいたします。ということで、ODAがそれだけ効果があつて大変世界各国に貢献しているのだということを示すためには、やはり十分な環境社会配慮が必要だということ、そういうことも踏まえております。

そこで、我が国の場合には、世界のそういった趨勢と歩調を合わせまして、環境社会配慮の仕組みをつくって運用してまいりました。特にこの10年ほどの進展は目覚ましいものがあると思っております。JICAも5年前にこういった委員会の成果を出しまして、4年前から新しいガイドラインでスタートしております。そしてこの10月から新たなJICAになったということで、これに合わせまして新組織になる前から準備を始めました。

これがこの委員会、本年の2月から開始しております、17回にわたる議論をしてまいりました。その辺の詳しいことはここには書けませんので、ホームページ等を参照していただきたいということで、2ページ、1. 2「有識者委員会における検討の経緯」ということで簡単に示しております。詳しいことはこちらのホームページを見ていただくとウェブサイトで公開されておりますので、わかります。

それから中間報告ですが、これはこの段階での委員会での議論にはどんなものがあった

かということをもとめるということが趣旨でございます。ですから途中段階ということでもございますが、これを整理しまして、これを踏まえましてJICAの御担当にガイドラインの案をつくっていただくこととなります。改定ガイドラインの素案をつくっていただきまして、これをまたフィードバックします。パブリックコメントをいただきます。それからパブリックコンサルテーションのようなこともやることとなりますか、そのようなことでいろいろな形でパブリックの意見をいただく、それにまた答えるというような、そういう応答を続けてまいります。そのようなことで、ガイドラインをつくるに当たっての基本的な情報の整理ということがここの役割だと考えております。

3ページ、4ページ、5ページが別紙1、2、3ということで、この有識者委員会の設置要領とメンバー構成、そして開催状況、これは簡単に書いておりますが、このようなことをやってきたということを示しております。これが第1章でございます。

6ページに移りまして第2章です。「ガイドライン改定に当たっての基本的な考え方」。ここで改定という用語を使っておりますが、既にJICA、それから以前のJBIC、それぞれガイドラインを持っておられますので、それを改定するのだということでこういう用語を使っております。とりわけ、JICAが3つのスキームということで多様な事業活動に対して統一的な手続を決めてこれを運用してまいりまして、今後も基本的にはそういう考え方になると思いますので、JICAのものをベースに、さらにJBICのガイドラインもあわせるような格好でつくっていくということでございます。

6ページの最初に書いてありますが、「ガイドライン対象は、現行のJICAガイドライン、JBICガイドラインの双方の考え方と同じく、原則として組織の行う事業の全てとする」と。こういう議論をしてまいりました。

あと、ガイドラインの策定上の基本方針、コンパクトに申し上げますと、6ページの真ん中に書いたように、「幅広い影響を環境社会配慮の対象とする」、「早期段階からの環境社会配慮を実施する」、「協力事業の実施において説明責任と透明性を確保する」、「積極的な情報公開を行う」、「ステークホルダーの参加を促進する」、この5項目が現行ガイドラインをつくる場合の基本方針でございました。これは当然継承いたしますけれども、さらにODAの迅速化という要請がございますが、迅速化の観点を加えるということでございます。この点から申しまして、できるだけ早期段階からの環境社会配慮は後の段階の手戻りを減らしますので、結果迅速性に大きな貢献をするかと思っております。迅速化の観点もここに加えるようになります。

そのような基本方針でございますが、いろいろな情報、状況を踏まえるということでございまして、以下の点を参考にする事としたということで、(1)～(4)まで書きました。1つは「現行、JICA/JBICガイドラインの実施状況」。現行と申しますのは9月までのものでございますが、2番目が「過去のODA事業における環境社会配慮上の問題点」、これをしっかり見た上で改善する。3番目が「新JICAの業務内容と業務フロー」、これは当然でございますが、この辺が統合に当たって準備が大変でございまして、その情報がなかなかうまく整理できないということもございましたけれども、当然これも考えなければいけないということで進めてまいりました。4番目が「他の国際機関や二カ国間援助機関の環境社会配慮に関する政策」を参考にする。これも世界で新しい動きがございますので、そういうものを踏まえるということでやってまいりました。

また、本委員会の審議と並行しまして、新JBICによりますガイドライン改定作業が行われております。こちらの方は我々よりも先行してございまして、既にガイドライン案をつくっている段階で、パブリックコメントに付されておりますけれども、これは大変先進的な考え方をつくっておられまして、14回にわたるコンサルテーションの会合の結果つくられたものでございますが、これも大いに参照に値すると思えます。ただ民間企業が対象でございまして、JICAの場合には政府が対象ということで状況が違いますので、政府ということで公的な役割がより重くなりますので、そういったことを配慮していただきたいということでございます。

参考としまして、現行ガイドライン制定時の議論等を踏まえた座長コメントということで私から加えました。これも委員会の中で何度も申し上げてきましたが、論点の整理というのはいろいろな論点で指摘されたものに関しては議論いたしましたけれども、これまである枠組み全体をカバーできませんので、全体をカバーをするような考え方を示す必要があるだろうということでございます。そこで私は、これまでJICA及びJBICそれぞれのガイドラインの制定時からずっと関与してまいりまして、議長役とか委員長役をやってまいりましたので、全体の様子ができる立場だということで、そのようなことも踏まえて、従来のものをもう一回見直しまして文章を書きました。文章を書いたといっても、既に我々の昔の委員会で作った提言に基づいておりますから、そんなに大きな違いはございませんけれども、その後の変化も考えまして少し見直しております。ということで、6ページの下から10ページまで書いております。

7ページ、「新JICA協力事業における環境社会配慮についての基本的考え方」とい

うところでは、「環境社会配慮の主体」、これはもう既に皆さん随分議論してまいりましたから今さら言うまでもないのですが、相手国政府ということですね。これは改めて確認しておきたいということで書いております。

それから「新 J I C A の役割と責任」ですね。環境社会配慮における役割。これは確認と支援と、状況によって違ってきますけれども、そういう 2 つの側面がございます。それから協力事業の意思決定を行う。新 J I C A の責任には何があるか。これは当然環境社会配慮を適切に行って、結果的により効果の高い国際協力をしていくということになります。

(3) は「新 J I C A による環境社会配慮の重点」ということで書いてございまして、次の 8 ページ、9 ページ、順番に参りますが、8 ページには①～⑧まで書いてございます。これは先ほどの 6 ページに書きました基本的な大きな枠組み、5 つプラス 1 つというようなのを書きましたけれども、あれをもう少しブレイクダウンしたような格好になります。

(4) が「環境社会配慮に当たり勘案すべき事項」ということで、①～④まで書きました。①が社会的・制度的条件の確認と協力事業への反映。②が戦略的環境アセスメントの適用。このところは以前の提言のときから 5 年たっておりますので事情が変わってまいりまして、当時はまだ S E A はスタートして間もないころございましたけれども、5 年たっております、我が国でも実は S E A のガイドラインがもう国のレベルできておりまして、これが運用されるようになっておりますので、随分時代の状況が変わってまいりました。そういったものを踏まえて少し書いております。③が環境管理上の計画の支援。④番が人権等に関する国際条約等の尊重。これも時代の変化といいますか、随分一般に広く行き渡ってきたと思います。

9 ページ、(5) でございます。「新 J I C A 事業における環境社会配慮を有効に進めるための取組」ということで、これは事務局から御提示いただいたフローに従いまして表現しておりますが、①案件形成段階、②要請段階、それから 10 ページになりますが、③案件審査及び実施決定段階、④事業実施段階、⑤審査ガイドラインの制定と実施、⑥環境社会配慮の能力向上。これは常に言われることでございますけれども、ここにも改めて書いておきました。

こういった大きな枠のもとにガイドラインを改定していただきたいと思います。

11 ページ、12 ページ、13 ページ、14 ページにわたりましては、「従来の環境社会配慮と新 J I C A の業務」ということでまとめております。これは、まず、J I C A と J B I C がそれぞれの業務における環境社会配慮の状況をレビューしておられます。これ



も委員会で報告いただきました。

3. 1は「従来の業務における環境社会配慮の状況」ということで、JICAのガイドラインの運用実態、続きましてJBICのガイドラインの運用実施状況ということで、御報告いただいたものをもとに事務局でおまとめいただいたものをここに掲載しております。

13ページは「新JICAの業務内容と業務フロー」でございます。この図もやはりこの有識者委員会で配付されました資料、12回目の委員会のときに配付されたものですが、それをここに掲載してございます。

それから14ページ。同じ会議のときに協力準備調査についていろいろ御説明いただきました。これをまとめたものでございます。協力準備調査という新しい枠組みが導入されましたが、実はこの中身がよくまだわからない段階からスタートしておりましたので我々も苦労いたしましたけれども、最終の段階では大体中身が整理できましたので、それをここに書いております。改正JICA法のもとの業務に関連する必要な調査と研究を根拠として実施されまして、これもJBIC事業ということで当然ガイドラインの対象になってまいりますけれども、協力準備調査を大きく2つの種類に分けることができます。1つは、特定の開発目標達成を支援するための協力目標とそれを達成するための適切な協力シナリオの形成ということです。もう1つは、個別案件の発掘・形成、基本事業計画の策定と協力内容の提案、当該案件妥当性・有効性・効率性の確認。この2つになるという御説明がございまして、そういうことだと思います。以下、これについて注意すべき点をいろいろ列挙してございますが、お手元の資料に書いたとおりでございます。

それから、JICAは9月までは開発調査ということをやっておられましたけれども、これも一部残るということで、これに対しては従来と同じような取り組みになるであろうということでございます。ただ、名称は「開発計画調査型技術協力」という名称になっております。

以上、3番まで御紹介しました。説明が長くなってしまいそうなので、ここで一区切りつけたいと思います。この段階で何か御質問とかございますでしょうか。

○福田委員 原科先生、それから学識経験者の皆さん、これだけまとめていただいて大変ありがたく思っております。

それで、今御質問というふうに聞かれて、何をすればいいのかなと思ってわからなかったのですが、きょうはどこまで何を議論するのかということを確認にした方がいいのではないかと御提案させていただきたいと思います。

それから、先ほど申し上げ忘れてたのですが、事務局の方も交代していらっしゃるので、よろしければ天田さんと上條さんの御紹介もいただければと思います。

○原科座長 そうですね。失礼しました。事務局の方の御紹介。打ち合わせでなかったの  
でうっかりしました。交代されたので、ここでちょっとブレイクを入れまして、4番以降  
はこれまでの議論のまとめということでさらに具体的になっておりますが、その前に3番  
までで一区切りつけまして、まず事務局の方のメンバーが入れかわりましたので、改めて  
御紹介いただきたいと思います。

○事務局（天田） J I C A企画部の天田でございます。よろしくお願い申し上げます。

○事務局（上條） 10月20日に環境社会配慮審査二課に配属になりました上條です。  
よろしくお願いいたします。

○原科座長 あわせて新しい部長さんも一言言っていただいた方がいいかな。10月1日  
からかわったのだから。岡崎部長、一言ごあいさつをお願いします。

○J I C A（岡崎） そのまま環境社会配慮確認の仕事も引き継いでやっております。今  
度はJ I C Aは審査部という名前になりまして、環境社会配慮審査一課・二課、信用力審  
査課と、3つの課で構成されています。引き続きよろしくお願いいたします。

○原科座長 ということでございます。10月1日から組織が変わりましたので、おっし  
ゃるとおりで、御紹介しないで失礼いたしました。

それでは、改めて。福田委員はきょう何を議論するか確認しておきたいということにな  
りますか。

○福田委員 あるいは、今御質問とおっしゃったので質問を。

○原科座長 今までの私の説明でわからないところがあれば質問してくださいという意味  
でございます。クイッククエスチョン、クイックアンサーでありますけれども、何かござ  
いますでしょうか。

どうぞ、中山委員。

○中山委員 本当に短時間でこれだけまとめていただきましてありがとうございます。  
私ではとてもできませんので。

6ページですが、「ガイドライン改定に当たっての基本的な考え方」で、検討に当たっ  
ては以下の点を参考にしたということで4つ挙げられていますね。「現行J I C A/J B  
I Cガイドラインの実施状況」ということなのですが、旧J B I Cさん、それからJ I C  
Aさんがかなり一生懸命運用の確認をされていますよね。先生も現地に行かれている。そ

れもこれに入るのでしょうか。非常に力を入れて頂いたところなので、特別にクローズアップしてもいいような気がしたのですが。

○原科座長 事務局から資料を出していただきまして、それが先ほど御紹介した3番のところですね。3. 1. 1と3. 1. 2になります。11ページ、12ページに非常にコンパクトに整理していただいたのですが、このようなことも踏まえたということで、わかるようにここに記載してございます。

○中山委員 この中に入っているということですね。

○原科座長 中に入っています。

○中山委員 わかりました。ありがとうございました。

○原科座長 いろいろなことで、これはここまで実際にやれているとかそういう議論がございましたので、そういうことを踏まえてやっております。

ほかにございますでしょうか。

○高梨委員 14ページの「協力準備調査」の最後のパラといえますか、3. 4の前のところですね、「従来の開発調査において実施されていた事前調査は、JICAの事業枠組みとしては廃止される」と。私の理解では、事前調査そのものは残るのではないかと気がするのですけれども。

○原科座長 これはむしろJICAにお聞きの方がいいかな。私が間違っているかもしれませんが。私はこれは廃止されたと理解したのですけれども、どのようになりますでしょうか。全部協力準備調査に入ってしまうと思ったのですが。

○高梨委員 協力準備調査の中で事前調査もあるということなのですか。

○原科座長 実際にはそういうことをやる。ですから協力準備調査の範疇になったということだと理解しましたけれども、どうでしょうか。名前はなくなったのです。

○事務局（渡辺） ここは、その次の「協力準備調査のTORは」というところの中に、「日本から派遣される調査団や」と書いてありますように、実際にはこのTORをつくるための調査団派遣もあり得ることになりますので、この最初の「従来の開発調査において実施されていた事前調査は、JICAの事業枠組みとしては廃止される」というのがあると逆にわかりにくくなってしまうのではないかと思います。

○原科座長 これはどういうぐあいに表現したらよろしいですか。「事業枠組みとしては廃止される」という言い方がよくないのかな。

○福田委員 済みません。ここで文言の修正を始めてしまうと收拾がつかないと思うので

す。確かにファクトレベルで若干疑義があるところはありません、例えば同じ14ページの下から2行目、「開発計画調査型技術協力」、これは技術協力の1つとして行われるものであって、協力準備調査の1つではないと私は理解しています。あるいはその上の3.3の下から2つ目のポツですが、無償資金協力の事前調査のうち、妥当性確認のための協力準備調査と、設計・積算のための協力準備調査というのは、これは別途にされるという御説明は今までいただけていない。これは基本的に1つの協力準備調査の中で行うということ。そういう事実上の問題というのは結構ばらばらとあるのですね。これを文言レベルでどう修正しましょうという議論を今ここでするのは余り効率的ではないと思うので、委員の方からもそうですが、事務局の皆さんの方でファクトチェックの部分はしていただいて、このように直したらということも含めて次回にコメントをいただいた方が効率的だと思います。

○原科座長 私もそう思います。ただ、この段階で何か少しコメントがあればと思ってお聞きしたのです。

そのようなことでよろしいですか。

○事務局（渡辺） 用語とかそういうことを含めまして、事実上明確にしておいた方がよさそうなことは次回までに資料を用意させていただきます。

○原科座長 それでは、一応このようにまとめましたけれども、間違いがあるかもしれませんから、これは訂正するようにいたしましょう。

3まではそんなことでよろしいでしょうか。

では、4以降に参ります。15ページから32ページ、これはこれまでの特に論点の議論。論点の議論は第7回目から17回目まで11回にわたって行っておりますので、それについての整理でございます。重要と思われる論点をまず出しまして、それに基づいて議論してまいりました。ただ、論点は、最初の段階で並べたものが、実際に議論していく段階では少し入れかえた方がいいようなものもございましたので、その意味では論点整理表と全く一対一には対応しておりませんが、おおむねその流れに沿っております。場合によっては少し組みかえた格好で整理してございます。

お手元の論点整理表をごらんいただきたいと思います。「論点整理（案）に係る議論のポイント」、18-1-2というものです。もう一つはチェックメモということで、議事録から拾って追加して加えたものがチェックメモでございます。この両方を見ていただくとよろしいと思いますが、こういったものを踏まえております。

最初は基本的事項という言い方をしておりますけれども、4. 1. 1「改定ガイドラインの適用対象」。これは論点の議論のポイント、18-1-2で言いますと最初のページの下半分を書いてあるようなこととございますけれども、改定ガイドラインの適用対象をどうするか。これはもうガイドラインの議論をするスタートから基本的には決まっていたような感じがいたしますけれども、新JICAの事業全体をどのように整理するかということを書いてございます。それから、案件形成の段階、案件審査及び案件実施の各段階が適用対象となります。

4. 1. 2「緊急時の対応」。改定ガイドライン適用対象の中に、緊急時にどうするかということがございます。これは議論は後の方でやりましたけれども、対象をどうするかということになりますので、4. 1. 2としてここに置いております。緊急性が高い場合にどうするかということで、このことの整理・確認をするということです。有償資金協力及び無償資金協力の案件は緊急時の対応の対象外であることを明確にすること等、この辺をきちんとしておかないとまずいかなということが議論されたと思います。

4. 1. 3「新JBICの環境社会配慮における役割」。これは「確認」という言葉と「支援」という言葉がございます。確認と支援という概念については随分前から議論してまいりましたけれども、このことをここに書いてございます。

それから16ページ、4. 1. 4「人権への配慮」。これは大変短い表現ですが、現行JICAガイドラインの規定2. 7を維持するというので、2. 7にはもう少し詳しく書いてございます。このようなことを議論されたと思います。

それから4. 1. 5「環境社会配慮の項目」でございます。項目につきまして、個別案件の検討におきまして、スコーピングによりまして必要なものに絞り込まれますので、まずそのスタートの段階では環境社会配慮の項目の範囲はできるだけ広くとっておくことになると思います。これも議論いたしました。しかし既存のものにプラスして新たに追加すべき項目として挙げられたものがございまして、ここに書いてございます3つです。1つは労働環境、2つ目は地域住民の安全、3番目が地球温暖化・温室効果ガス排出、こういった項目に関しましては、ここに書いているようなことで加えることになりました。

17ページには、逆に削除が必要ではないかということも検討した項目がございます。これもいろいろ議論しましたが、結果的には存続すべきと判断しました。予測・評価が困難であると思われる影響項目、それから派生的・二次的影響や累積的影響、この2つでございました。これらはスコーピング段階でケース・バイ・ケースで実際には絞り込まれま

すので、最初の段階ではこういったものにも目を配るということでは残しておくべきだという議論がありました。

4. 1. 6「参照すべき国際基準やグッドプラクティス」ということで、これも議論した箇所はもうちょっと後になりましたけれども、項目に関係しますのでここに書いておきました。

4. 1は以上でございます。

4. 2「案件形成段階」。これは4. 2. 1「協力準備調査」の(1)～(4)まででございます。「協力準備調査の実施決定プロセス」が17ページのところです。18ページが「協力準備調査の調査内容」でございます。(3)が「マスタープランを含む協力準備調査のカテゴリ分類」。カテゴリ分類に関しましてはかなり議論がありまして、なかなか結論が得にくいところがございますけれども、そういった議論のことも書いております。19ページには「協力準備調査の実施プロセス」。協力準備調査が新しい概念でありますので、我々もその内容の理解に大分時間がかかりましたけれども、おおむねこんなぐあいではないだろうかということで、これは委員の皆さんからの提案を整理してみるとこのようになるかなということで書いてみました。環境社会配慮文書の確認という段階、それからスコoping、3つ目にTORの見直し、それから最終報告書の公開、こういう4つの段階になるかなということで整理しました。

マスタープランのカテゴリ分類について疑問も出されましたけれども、その意見につきましては以上のようなことで異論は出なかったのではないかと思います。

それから環境社会配慮手続、協力準備調査ですが、これはいろいろなものが入っておりますので、典型的なプロセスの記述にしたいのですけれども、いろいろなパターンがあってそれだけではカバーし切れないということがございますので、例外にも留意すべきだということで、この辺をどのように扱うかということも議論いたしました。

あと、新しい概念といいますか、「新JICAはTOR検討段階において戦略的環境アセスメント(SEA)の考え方を反映させるよう努力するべきである」。むしろそういうことができる立場にありますので、そのようなこともぜひお願いしたいということでございます。

20ページの下の方になります。4. 3「案件審査段階」です。ここは、4. 3. 1「スクリーニング」、4. 3. 2「環境レビュー」、4. 3. 3「意思決定への反映」、4. 3. 4「モニタリング」ということで順番に整理しました。

4. 3. 1 「スクリーニング」は、「カテゴリ A の定義と現地国の法制度との関係」の議論。(2) が「非自発的住民移転のみによるカテゴリ A」。この場合、アセスメントの報告書は出してもらいますけれども、非自発的住民移転のみのときはそれは必ずしも該当しないとか、そんな議論もありました。(3) がエンジニアリング・サービス借款」。これもなかなかわかりにくいところもあると思いますけれども、これをきちんとやっておかないと困るということで、こういった議論もしております。(4) が「政策借款」の場合。(5) が「影響を及ぼしやすいセクターの例示」。ここは新 J B I C の場合と新 J I C A は違うということで、従来の J B I C のガイドラインとは少し扱いを変えなければいけない部分があるのではないかという議論もいたしました。

21 ページ、4. 3. 2 「環境レビュー」です。環境レビューは、私、番号を間違えましたね。(1) が「カテゴリ A 事業における E I A の義務づけ」。(2) が、次のページですけれども、「カテゴリ F 1 における環境レビュー」。(4) というのを(3) にしないとおかしいですね。「無償資金協力の環境レビュー」。次のところが(4)で、「ステークホルダー協議についての確認」ということでございます。

4. 3. 3 「意思決定の反映」。ここも(1)と(2)に分かれますけれども、(1)が「環境レビュー結果の意思決定の反映」。(2)が「新 J I C A による意思決定：国際約束合意文書での明示」ということになると思いますけれども、このこと。

4. 3. 4 「モニタリング」。これは(1)と(2)になりますけれども、(1)が「モニタリングの強化」、(2)が「プロジェクトの重大な変更」があった場合どうするかということです。

4. 4 「フォローアップ」。このフォローアップは従来の J I C A と違いますので非常に限定的になりますが、開発計画調査型技術協力の場合にはやはり従来型のフォローアップという概念が必要だろうということでございます。

4. 5 が「情報公開」。情報公開のところは、4. 5. 1～4. 5. 5 までブレイクダウンしまして、4. 5. 1 「意思決定前の情報公開」、4. 5. 2 「意思決定前の情報公開のタイミングと公開期間」、4. 5. 3 「公開の方法」、4. 5. 4 「政策借款に関する情報公開」、4. 5. 5 「実施段階の情報公開」ということになります。情報公開に関しましては大変いろいろ議論しました。特にどのタイミングでどのように情報公開するかというところでもございましたけれども、おおむねここにまとめたようなことになったかと思しますので、この中身を御確認いただきたいと思いますが、議事録を確認しつつまとめ

ております。

4. 6が「審査諮問機関」でございます。審査諮問機関につきましては大変重要なもの  
でございますが、全体の業務フローがなかなかまとまらなかったこともございまして議論  
は少し後回しになりましたけれども、審査諮問機関を設置すること自体はこの委員会で合  
意しました。ただ、どのようにやるかということについてはまだこれから議論が要ると思  
います。この審査諮問機関は言ってみればこの環境社会配慮の透明性を高めるためのキー  
になるものでございますので、ここの機関の関与をきちんとやるが大変重要かと思  
います。これは先ほど申し上げたようにすべての段階といたしますか、実際に事業を実施した  
後モニタリングを行います。そういった段階でも審査諮問機関は関与してまいります。と  
いうことで、新JICAの実施する協力準備調査及び環境レビュー、またモニタリングに  
対しても審査諮問機関の助言を得るということが大変重要なことになっております。

4. 7は「資金協力の対象プロジェクトに求められる環境社会配慮」でございます。4.  
7のところは、特に新JICAにおいて資金協力というところでそういう業務が出てまい  
りましたので、これは特に大きな新しいポイント、むしろ従来のJBICのガイドライン  
ベースになってまいります。そういったものを出してつくっております。JICAの場  
合には、有償資金協力だけではなく無償資金協力も関与するわけでございますから、無償  
資金協力に対する対象プロジェクトに求められる環境社会配慮の内容です。これが4. 7.  
1から順番にございまして、4. 7. 7までございます。

4. 7. 1が「代替案の検討」。この部分は短く書いてございますけれども、これまで  
の経験でこのことはほぼ実現されていると思います。ただ、やはり確認して書いておかな  
ければいけないということですね。

4. 7. 2「重要な自然生息地・重要な森林・森林認証制度の推奨」。

4. 7. 3「ステークホルダー協議等」です。テークホルダーに関してはかなり時間を  
かけて議論しましたので、ブレイクダウンしても書いてございまして、(1)～(5)ま  
であります。(1)が「ステークホルダー分析」、(2)が「ステークホルダー協議」、  
(3)が「ステークホルダーからの意見への対応」、(4)が「情報公開」、(5)が  
「ステークホルダー協議の確認」ということになります。

4. 7. 4「非自発的住民移転」。中身は大きく3つあると思います。補償内容とその  
伝達、それから住民移転計画のこと、そして苦情の受け付けでございます。

4. 7. 5は「先住民族」でございます。



32 ページに参ります。4. 7. 6 「モニタリング」、そして4. 7. 7 「ステークホルダーとの協議結果の公開」でございます。

以上、4章のところは、これまでの委員会での議論を踏まえまして、おおむねこのような議論になったかと思えます。この中で、この委員会の場でまとめてこういうことだと結論が出たものはそう書きました。そうではなくて議論があつていろいろ議論が分かれたものに関しては、こういう意見があつたというような形で書くようにしておりますが、この表現は適切ではないかもしれませんから、これを御確認いただきたいと思えます。

続けて先に行きましょう。よろしいでしょうか。

次は32 ページの下になりますが、5が「ガイドラインの構成と運用」でございます。ガイドラインの構成をどうするかということでございますが、これもおおむね考え方をお話しいたしましたけれども、9月までのJICAのガイドラインのつくり方に沿ってはどうかと思えます。この場合には時計文字のⅠ、Ⅱ、Ⅲと大きく分かれておまして、Ⅰが「基本的事項」、Ⅱが「環境社会配慮のプロセス」、Ⅲが「環境社会配慮の手続」になっております。

ⅠとⅡの「基本的事項」とか「環境社会配慮のプロセス」、これは考え方になりますので、言ってみればセーフガードポリシーを述べるような部分ですけれども、そんなに大きく変わらないと思えますから、今あるものをベースにしてつくっていただくとうよろしいかと思えます。そこに新しい、より先進的な考え方を入れていただければと思えます。

Ⅲの「環境社会配慮の手続」、これは随分と業務内容が変わってまいりますので、このところは大きく書き直さなければいけないですね。そこでスキーム、従来は3つでございましたが、これまでの議論から5つのスキームでやっていくことになるかと思えます。

33 ページの真ん中辺でございますが、有償資金協力と、無償資金協力で新JICAが直接担当するもの、それから無償資金協力で従来どおり外務省が担当して新JICAは事前調査で支援するもの、4番目に開発計画型技術協力、これは従来の開発調査、5番目が技術協力プロジェクト、これも従来のものと同じになりますけれども、そのようなことで5種類になるかと思えます。有償資金協力、無償資金協力に関しましては協力準備調査というものがかわってまいりますので、協力準備調査の段階のプロセスと本体事業のプロセスと2つの段階に大きく分かれると思えます。そのようなことも仕分けして書いていただくとわかりやすいのではないかと思えます。

5. 4 「ガイドラインの運用」につきまして、これも委員会で以下の点が指摘されてお

ります。ガイドライン運用における具体的な内部の業務フローについて、現行 J I C A ガイドライン作成のための検討時に行ったのと同じように文書として公表していただきたい。これは透明性を確保するために重要なこととございます。それから戦略的環境アセスメントですね。これも具体的な適用例についてレビューを行うことが望ましい。S E A をこれから積極的に活用していただきたいということで、こういうこともお願いしたいということとございました。

最後に6「外務省に対する提言」です。これは3つの部分になります。

6. 1が「日本国政府等に求められる取組」ということで、大きな枠組みでの話です。これはODAの透明性と効率性の向上を図ることを明示した新ODA大綱とか政府の方針がございしますが、そういったものを踏まえて日本国政府にお願いしたいこと。これはJ I C Aのみではなく、さまざまな関係府省が案件選定の段階から政策対話を行っている、こうしたすべての段階において環境社会配慮を進めていくことが重要であるということで、外務省にはぜひ今まで以上にそのためのリーダーシップをとっていただきたい、オールジャパンで対応していただきたいということとございます。

6. 2は「ローリングプランの情報公開」でございます。これはJ I C Aの段階ではできないということはこの委員会で確認されましたので、ぜひ外務省にはこの対応、早目に情報公開を進めて透明性を高めていただきたいということとございます。これはODAの迅速性をむしろ向上させる観点からも重要ではないかと思われま。

6. 3は「他のODA事業における環境社会配慮」で、1つは無償資金協力等のガイドラインで、新J I C Aは無償資金協力の半分より多くの金額を扱うということとございますが、他の部分はやはり外務省が扱われるわけですから、その部分に対しては同じようなガイドラインで対応していただきたい。それから、オールジャパンで考えますと、いろいろな機関がこういうODAにかかわる仕事をやっておられますので、他の関連機関によるガイドラインも活用していただく、そういうものをつくって日本全体で歩調を合わせて進めていただきたいということとございます。

ざっと行きましたが、以上、どんな構成になっているかという、報告の中身よりも構成を御説明いたしました。この中身を一々やるとたちまち時間がなくなってしまうと思われましたので駆け足で御説明いたしましたけれども、まずその構成に関して何か御質問、御意見ございますでしょうか。委員の方、よろしいですか。

では、フロアの方、どうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E S の田辺と申します。

構成について2点質問したいのですが、まず1点目は4. 7. 3の「ステークホルダー協議等」、ステークホルダーからの意見への対応ということなのですが、これは恐らく議論の中ではプロジェクトに求められる環境社会配慮ということではなくて、J B I C に直接求められることというように理解していますので、4. 7に入っているのはちょっと場所が違うのではないかなと思っております。

○原科座長 「ステークホルダー協議等」のどこになりますか。

○一般参加者（田辺） ステークホルダーからの意見への対応ですね。これは実施主体がこのように対応せよということではなくて、新J I C Aが対応せよと。

○原科座長 30ページですね。

○一般参加者（田辺） そうですね。

○原科座長 これは新J I C Aに。

○清水委員 済みません、さえぎってしまうのは申しわけないのですけれども、先ほど福田委員もおっしゃっていましたが、私も、今回の委員会でこの中間報告書（案）に関する文言レベルでのコメントをここで議論し始めると、議論の順番とか、どのぐらい論点があるかということもわからず議論をすることになってしまいますし、数日前にいただいて、まだコメントというものを皆さん、私自身もきょうペーパーで出していないという状況の中で、ここで何もいまま議論を始めてしまうのは議論の收拾がつかなくなってしまうかなと思います。先ほど、きょうの委員会の進め方についてはそういうことでお話がまとまったのかと思いましたが、中間報告書の中身について議論が始まりましたので、どうでしょうか。そういう進め方でよろしいのでしょうか。済みません、私が聞くのも何か変ですけれども。

○原科座長 今、構成でお聞きしたら、これは場所を変えた方がいいとおっしゃったのですよね。構成の観点からの御意見だったと思います。

○一般参加者（田辺） 意見というか、確認したかっただけなので。

2点目は質問ということでよろしいですか。その下の情報公開のところ、ステークホルダーとの協議記録の公開ということがこの中で言われていると思うのですが、これはその後の4. 7. 7の「ステークホルダーとの協議結果の公開」と違う意味を持っているのか、それとも同じことを言っているのかというのを確認したいと思います。

○原科座長 4. 7. 7ですね。確かに分けなくて4. 7. 7でまとめてしまった方がよ

かったような感じがしますね。では、これもう一回見直します。

ほかにございますでしょうか。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 ありがとうございます。外務省の北村でございます。

きょうの委員会の取り進め方が定まっていな中なかなかコメントもしづらいのですが、まず最初に、前の2人の委員と同じく、この取りまとめに当たって御尽力いただいた原科座長とほかの学識経験者の方々には厚く御礼申し上げたいと思います。

その上で、済みませんが2点だけ全体的なコメントを申し上げさせていただくと、冒頭に福田委員がおっしゃったように、多分これは中身について議論し始めると結構な意見がそれぞれの方あり得るのではないかと考えております。私自身も、時間の関係でこれまでの議事録と今回の中間報告案とを比較しながら精査することはできていないのですけれども、特に「4. ガイドライン改定に当たっての論点に対する考え方」については、ちょっと言葉は悪いですが、中立的に取りまとめたような書きぶりのところもあれば、むしろ座長としてのリーダーシップを発揮していただいたような書きぶりのところもあって、一読した限りでは、結論が出ている、出していないというのが必ずしもきちんと色分けされていないのかなという印象を……

○原科座長 そうですか。議事録を一々確認しましたが、そんなに食い違ってないはずですよ。それはもう一回確認していただいた方がいいと思います。

だから、きょうはこの段階ではおっしゃるように無理なので、私は5日から海外出張を10日ほどしますので、その2週間の間に見ていただいてフィードバックをと思っております。ただ、この段階でせっかく集まっていたので、何も言わないで持って帰るのも時間をもったいなので、気がついた点は言っていたらと思います。

○北村委員 文言レベルのコメントは今この場では申し上げませんが、2点目のコメントは、全体的な構成に絡むものです。具体的には最後の6の扱いでございまして、若干個人的には居心地の悪さを感じているところです。というのは、もともと有識者委員会の設置要綱の最初の段階でいろいろと議論させていただいたとおり、この委員会の役割は新JICAに対する必要な助言を行うということです。6に書いてあるような御意見は既にNGOの方から直接外務省にいただいておりますし、さらに言えば6では外務省に限らず他省庁がやっているようなODAについての言及もあるということから、新JICAの有識者委員会として、かつ外務省出身である私が名前を連ねてみずからの親元である外務省に提

言を出すことについては非常に居心地の悪さを感じています。そういう意味で、この6の部分はこの有識者委員会として出すのか、あるいは例えばIAIAの会長としての座長の御意見として出していただくのかについては議論があると思います。もちろん、ここに書かれている意見自体を我々否定するものでないのですが、扱いをどういう形にするのがいいのかというのは御議論していただいた方がよろしいかと思えます。

○原科座長 そうですね。それは予想しておりました。どうも済みませんでした。

どうぞ、千吉良委員。

○千吉良委員 北村さんがおっしゃった第2点目と全く一緒で、外務省に対する提言というのはやはり我々のスコープではないだろうと。外務省の方が委員で入っていらっしゃることもあって。というのを申し上げただけです。

○原科座長 前の委員会するときも、それを書いたのですけれども、扱いを少し工夫しました。我々委員会としては提言を書きましたけれども。だからやり方だと思いますね。どうもありがとうございます。

小林委員、どうぞ。

○小林委員 今、外務省の北村委員から外務省に対する要望についてのお話がありました。ちょっと前に戻って6ページですけれども、ここに原科先生のコメントを書いているわけです。これはこれで、それぞれの委員から出されるコメント、御意見というのは今後の議論においても当然検討の対象になっていくべきものと思っておりますけれども、中間報告の中にこういう形で入れ込むべきものなのか。我々は当然それぞれの委員会に出されたコメントを踏まえて議論していくべきものと思っておりますけれども、体裁の観点といいましょうか、中間報告という文書にするときにこういう形が望ましいのかどうかという感じはちょっといたします。

○原科座長 趣旨をもう一回御説明願います。

○小林委員 ここに座長コメントとして入っておりますけれども。

○原科座長 座長コメントは、これは委員会で申し上げたのですよ。これまでの提言を踏まえてというか、そのことを書いたのです。だから全く急に出てきたのではなくて、会議の中でこういうことをやりましょうと申し上げたことを改めてここに記入したのですけれども、それは適切でないとお考えですか。というのは、論点以外に、まずガイドラインの考え方をしっかり確認しておくことが必要なのですね。これはその意味で書いたのです。論点だけだと偏ってしまいますよ。考え方、基本が抜けてしまいますね。だから、私個人

の考え方というよりも、これはこれまでに書かれて公表されたものを踏まえております。事実を確認していただきたいのですが。前回の提言がベースになっています。しかもそれを踏まえてやりましょうということでこの議論を始めましたからね。途中から交代されたのでその辺のことはちょっと御理解ないかもしれませんが。

○吉田副座長 これも点検して、参考にしているのですね。配慮はしているので。

○原科座長 論点だけだと、全体のポイントがこう行きますからね。じゃあ全体はどのようなのだということがわからなくなってしまうと思ったものですから。

○吉田副座長 これは全体の報告書の中で囲い込み記事のような形で、しかも参考という形で座長コメントと言っていますので、委員としては自由な立場で、この座長コメントに関しては、私はこう思うという意見を議事録にきちんと入れてもらうという形をとればいような気がするのですけれどね。俯瞰的に見たポイントを座長はこのように見ているということは表明があってもいいと思ったものですから私も賛成しておりました。

○原科座長 ですから、委員会全体でこうなったというよりも、むしろこう書いた方が、今、吉田副座長がおっしゃったようなことで明確になりますので、こういう表現にしたのです。よろしいでしょうか。

それでは、ほかにございますでしょうか。

○清水委員 まず、先ほど冒頭で言い忘れてしまったのですけれども、原科先生を初め4人の学識経験者の皆様、ありがとうございました。

1点質問なのですが、中間報告書を拝見しますと、各論点について、ポイントによっては、「〇〇するべきである」という表現と「〇〇することとする」という表現と、語尾が異なっているところがございますけれども、その意図というものがございましたら教えていただきたいと思います。

○原科座長 これは我々の判断ですけれども、ほぼ結論が出たものは「こととする」、そこまで強くないものは「べき」で、そうでないものは、「意見が2つあった」とか「分かれた」とか、そういう表現で3段階、4段階に分けて表現しました。ただ、なかなか議事録を読んでもニュアンスがわかりにくいところがあるので、それは傍聴に来たうちのメンバーにも確認したりして調整はしましたけれども。その辺は、これまでの議論がどういうことだったかということをもう一回確認するようなことを改めて次回、2週間ほど先にやりたいと思います。

どうぞ、北村委員。

○北村委員 先ほどの質問と重複する部分もあるのですが、これから座長が御出張に2週間ぐらい行かれるのでしょうか。

○原科座長 そうです。10日ぐらいです。

○北村委員 その間にそれぞれの委員なり……

○原科座長 その時間があるので、そのときよく読んでいただいて、2週間ぐらい先に。

○北村委員 そこから後のことをお伺いしたかったのですが、まさに2週間後にコメントが出そろった段階で、この中間報告の案についてそのコメントをベースにどのぐらいの回数をかけて議論するのか。それとも、これはこれである程度のところで打ち切って、その後の素案ベースのところに移っていくのか。

○原科座長 余り時間はかけたくないですね。そうしないと先へ進めないのです。

○北村委員 逆に言うと、ここでまじめな議論を始めると多分これまでの論点整理でやったような議論を繰り返しやるだけになってしまうような気がします。この4人の学識経験者の方々にやっていただいたものにさらにどのぐらいの精力を割いて有識者委員会としての付加価値をつけ加えるか。

○原科座長 私の感覚で言いますと、できたらあと1～2回で先へ進めるようにした方がいいと思います。私が一生懸命議事録を確認するという作業、結構大変なことをやったのはそういう意味なのです。やはり議論したものを踏まえて、それをまとめるということにしたいということでした。ただ、6番もおっしゃるようにおまけのようなもので、これは扱いを考えます。

だから、お手元で加えたものは、このようにチェックメモというのが入ったものは結構いろいろなところで入っています。それから、どの項目がどの会議のどのところの議事録に出ているか、全部対照表をつくりまして確認作業をしております。だから、そんなに大きく食い違わないようになるべく努力はしましたが、とにかくきょう会議を開かなければいけないという時間の制約もありましたのでどうしても不完全だとは思いますが、できるだけそういう方向にいたしました。

段取りとしましては、次回議論していただいて、この辺はちょっと書き方を変えた方がいいというのを直す。それから、それをフィードバックしなければいけないですから、最低2回は必要ですね。そして11月の下旬にはガイドラインの策定作業に入っただけのようにすると。ただ、ガイドラインの方もある程度様子がわかるので準備していただければと思いますけれども、並行してやっていただいた上でというようなことでやれば12月

には次の段階の議論ができるかと思います。

どうぞ、高梨委員。

○高梨委員　そういう意味では本当にコンパクトに短時間に先生方にまとめていただいたと思って大変感謝しております。

そこで、中間報告の取り扱いといいますか理解の仕方で、先生がおっしゃったとおり、どういう議論が行われてどのように整理ができたか、ある程度整理ができたものと必ずしも十分コンセンサスが得られなかったものというような形で整理していただいたと思います。ただ、正直、読み返してみますと、ここはもうちょっと議論したいというところも当然考えられるなり、ここはちょっと理解が違うなというところもあったりします。ただ、北村委員のおっしゃったとおり、それをまたやると大変だと思いますので、むしろ私はドラフティングのときに最終的にそれをどういう形で文言にしたらいいかというふうに落とすのかなと思っていますので、必ずしもここで全部すっきりとはいかないかと思っていますけれども、その辺は御容赦いただけたらと思います。

○原科座長　私も高梨委員がおっしゃったような感覚でございます。やはりドラフティングのときが一番大事なので、ガイドラインの案のときに議論をしっかりとしなければいけないと思います。

○吉田副座長　今後の作業の手順というか、今の原科座長のお話では、これを踏まえて各委員からの、多分文書の方がいいでしょうね、文書で半ページとか1ページとか、ここに関してはこうだった、あるいは私はこういう意見だという形で出すのが次の回で、それを説明をし合って理解を深めるというプロセスの後に、次はそれを踏まえてもう事務局の方で案をつくってもらうという段階に入るのですかね。

○原科座長　それを踏まえて報告書を直した上で事務局に直してもらう。

○吉田副座長　1回直して、リバイズして。

○原科座長　1回直すフィードバックが要ると思います。

○吉田副座長　そのときには、場合によっては並列というのは、ここはなっていますね。

○原科座長　既に幾つかあります。

○吉田副座長　そういう形で事務局の方に投げて、それで案をつくってもらう。その後で案を土台に我々が煮詰めてコンセンサスに至るようにするという、そういうプロセスですよ。確認しました。

○原科座長　この段階ではどうしても完全なものはないので、なるべく議論を踏まえ



たものを整理できればいいという考え方ですね。それで議論が残ったものはガイドライン案のドラフティングの段階でやりましょうということで進めたいと思います。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 今、吉田先生がおっしゃった案というのはガイドラインの案ですか、それとも中間報告書の問題をおっしゃったのですか。

○吉田副座長 私が言ったのは、中間報告は委員のフィードバックを踏まえて手直しする、そして事務局に出す。次の案は事務局からの案ということです。それをここで議論すると。

○原科座長 タイムスケジュールを考えますと、11月中にそれを終わらないと先へ進めないで、1～2回の会議でフィードバックを終わって、進めていただく。ただ、大きな枠はできますから、実際にはある程度、ガイドライン案づくりの作業は進めていただいて、そういうことでなるべく早く進むようにした方がいいと思います。中間報告が完成したときにヨーイドンでは時間がかかってしまいますから。それで12月には議論に入れるようにしたいと思います。そんなことでいいでしょうか。

それでは、吉田副座長から御提案ありましたように、やはり御意見を文書でいただいた方が後がスムーズにいくと思いますので、そういうことで進めたいと思います。

○吉田副座長 ちょっと心配なのは、言葉がうまく定義されていないので、何かそれだけで時間を費やしてしまうとか、何か工夫がないのかな。もう一つの協力準備調査というのはこう定義するというような、キーワードに関してある程度コンセンサスを持っておかないと、何かまたそれだけで時間がかかってしまうような気がするので、その辺何かいい工夫はないですかね。

○原科座長 協力準備調査は、この文を事務局で1回直していただいて、それを先にフィードバックした方がいいですね。この書いたものが間違っていないか。14ページです。これはいただいた資料をもとにまとめたわけですがけれども、それがまた間違っていたらやり直しになるから、これをまず確認しておきましょう。あとの言葉は現行のガイドラインで一応定義はしてあります。だからそれを踏まえたらいいかと思いますがけれども。ただ、これはJICAのものなので、JBICの方だとちょっと違ってくるわけですね。JICAの関係のは違ってきますので、それをどうするか。円借款関係ですね。あの辺の用語をどうするか。

○吉田副座長 現行JBICガイドラインというと、まだ新しいJBICのガイドラインはできていない。

○原科座長 今、ファイナルステージですね。パブリックコメントを受け付けている段階です。案はもうできている。JICAの方は一応定義をいろいろやっているのです。その辺がありますから、それで足りない部分はやはり定義を加えていった方がいいのかな。そういう意味では、ガイドライン、今のこの形のようにこれがこうなっていますね。こういうのをふやすようにして。

○吉田副座長 新しい用語をね。コンセプトが違ってきていますからね。それだけ1ページぐらいにつけてもらったらいいと思います。

○原科座長 おっしゃるとおりですね。現行のJICAガイドラインの1ページ、2ページに1.3「定義」ということで21項目出ておりますが、これに加えていただくような格好で用意していただくとぐあいがいいと思います。

○JICA(岡崎) それでは、今後の議論を始める前に私どもの方でまずやらなくてはいけない作業がございますけれども、やはり事実関係の確認ですね。事実誤認があつてはいけませんので、内容の確認は確認作業としてきちんとやらせていただくということが必要だと思います。

もう一つは、先ほどから言葉の使い方で「べきである」とか「とする」というような書かれ方があるわけがございますが、これは私どもも自分の記憶だけではなくて議事録をもう一度読み合わせてみて確認する必要があるだろうと思います。と言いますのは、少なくとも私の記憶の中でも、皆様からいろいろとご提言やお考えをお聞きした上で事務局の方で検討を約束することで引き取っている部分がかかなりあったと思います。それについて、提言書の形で委員の方のご意見という形で出てしまつて、それが最終的に中間報告という形になると、今度は文言化するときに実際に採用できるものとできないものがまたあるかと思うのです。そうすると、中間報告書で書かれたものについて結果的に新JICAとして文言に落とせなかったようなことがあると、これは世の中から見ますと、中間報告書で提言したものが新JICAとして採用できなかった、あるいはわかりやすく言うと提言されたものが骨抜きにされた、と言うと変ですけれども、せっかく中間報告で提言をしたにもかかわらず新JICAとして採用できなかったということになると、それはどのように受けとめられるかという問題もあると思います。我々としては、せっかくご専門の方々を集まっていたいて長時間議論をしていただいたもので、新JICAとして採用しなくてはいけないもの、すべきものというのは極力反映させたいと思いますので、これまでの委員会の中では、有識者委員会としての結論が大体方向性として出たものと、先ほど吉田先

生がおっしゃいましたが、両論併記みたいなことがあってもいいだろうということはありませんでしたが、それに加えて、ご提言いただいた内容について私どもの方でも必ずしも十分に理解が追いついてないものとか、あるいは他機関の動向なども踏まえた上で検討してみたいというようなことで議論を収めて次の論点に移っていったようなところもありますので、そういったところも踏まえてこの中間報告書の内容を先生がご出張中に確認させていただきたいと思います。それは事実関係の誤認とはまた違う作業としてやらせていただいて、その上で、先生が戻られたところで紙の形でご提示さしあげるということで作業をさせていただきたいと思います。

○原科座長 どうもありがとうございます。

○福田委員 今回の岡崎さんの御発言についてなのですが、確かに議論の中で事務局の方で検討させていただきますという形で終わっているポイントは相当あるというのは私も理解しています。ただ、議論の中で、特段委員の中からは異論が出なかった部分については、それはそれでこの委員会としてはある程度コンセンサスがあるものだろうと私としては思っていて議論を進めてきている。別の言い方をすれば、委員の中で異論があるものについてはその都度表明していただいていることだと思うのです。もし今まで議論された内容の中で、そういう形で終わっているが委員の方々の中で異論があるということであれば、それはまずは委員の方の中で御意見が出されてしかるべき話であって、それと議論の終わり方が事務局の方で引き取られたというのとはまた別の話なのかなと思っています。これは実は委員会の議論の仕方の問題でもあって、途中で何回か指摘をして、座長の方である程度の方向性をまとめながら議論をするようになったかと思うのですが、それまでの間は、私たちNGOから提言させていただいた内容を説明し、JICA・JBICの方で検討させていただきますという形で終わっている議論は結構な数あると思うのですけれども、そこはもし御意見があるのであれば、私は委員の皆様からいただきたいと思っております、それと中間報告書での表現ぶりというのは違う問題なのかなと思います。

○原科座長 事務局からはインプットしていただくという立場でこれまでお願いしてきたので、その辺はやはり整理をしておいていただきたいと思います。

北村委員、どうぞ。

○北村委員 外務省の北村でございます。

今の関係で、この機会にカミングアウトさせていただきたいと思うのですけれども、私に限らず、恐らく役所の人間というのはなかなか積極的に意見を言いにくい立場にあって、

例えば新JICA・JBICの方で言っている意見を後ろから刺すのは当然難しいですし、彼らが言っていることを全面的にサポートするような形の発言もしにくい部分があって、一部委員と事務局とのやり取りの中で引き取られた論点についてはあえて個人的には発言していなかった部分もあります。そこをどういう形でインプットさせていただくのがいいのか。今回コメントとして紙の形で提示したら、それは後出しだろうということにもなりかねないので、その扱いについては個人的には思い悩んでいるところです。

○原科座長 そうすると、特に反論なくというのは、物によっては反論がないわけではないということになりますか。ただ、委員会としての議論ですので、事務局からはあくまでもインプットしていただいたということで整理しておかないとまずいと思います。そのインプットを踏まえて議論をしておかないとまずいですね。

どうぞ、中委員。

○中委員 先生初め有識者の皆さんで立派な報告書案を作成していただきまして、ありがとうございます。

私、本日初参加でございますので、前委員の小西委員なんかの意見もお聞きしながらコメントをぜひ書面で出ささせていただきたいと思っておりますし、9月29日付でエンジニアリング振興協会さん、日本機械輸出組合さん、日本プラント協会さん、日本貿易会の連名で本ガイドラインの議論に関する要望というのも出させていただいていますので、そういうものも踏まえまして意見を提出させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○原科座長 きょうはどうでしょうか。皆さん一回これに目を通してからでないとなかなか意見出しにくいということがございますので、きょうの議論はこの辺までにしておきましょうか。それとも、4のところは特に確認が必要ですが、3まではそうでもないということになれば、3ぐらいまでは議論してもいいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○清水委員 今後の進め方についてなのですけれども、各委員から今後コメントを出すということでコンセンサスが得られたかと思うのですけれども、コメントのポイントが重複する部分、重複しない部分とかあると思いますので、かつ、今のお話を伺っていると各委員の方からかなりの数出そうな印象を私は受けましたので、コメントを出した後、コメントをまとめるという作業が恐らく必要になってきて、それをもとに次回の委員会で議論をした方が議論しやすいのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。事務局の方にそういう作業を発生させてしまうのは申しわけないと思っているのですけれども、その

方が議論が効率的かと思いました。

○中山委員 論点整理のところは確かに物すごく微妙な言い方をしていたり何かしているのでおっしゃるとおりだと思うのですが、初めの3つぐらいのところはきょうここでも議論できるような内容だと思うのです。私どもの進度は非常におくれていますよね。それと、そんなに集まる時間はないのです。せつかくこれだけのメンバーが集まっているわけですから、できることは今日やった方がいいと私は思います。

○原科座長 ほかに御意見ございますか。

4のところはこれまでの議論の整理で、確認が必要なので作業がかかりますけれども、3までは様子が違うので、確認しておいた方がいいかなという感じがいたします。

「はじめに」のところは特に大きな問題はないかと思えますけれども、きょうは3までやりましょうか。よろしいでしょうか。それで次回は4について中心にやることにしましょう。

では、「はじめに」のところでございます。「検討の背景」、「有識者委員会における検討の経緯」、「中間報告の位置づけと今後の取組み」。

○千吉良委員 まだ私も最初の方しか読んでなかったのでちょうどいいかなと思ったのですが、まずこの「はじめに」のところに書いていただいている冒頭の1段落目の後半ですね、「我が国のODAは、1990年代は」というところから「ODAに対する国民の理解が十分でないことが影響している。多くの協力事業は着実な成果をあげてきたが、中には、負の環境社会影響が生じる場合も見られ、このようなことが国民の理解を妨げている」というのはちょっと意味がよくわからないので、もうちょっと敷衍していただいた方がわかりやすいのですが。

○原科座長 余りダイレクトに言うともまずいのでちょっと遠回しに言いましたけれども、要するに、問題案件があると、そんなことをやるなら金を出すのがもったいない、そういうことをやるなという、つまりむだな公共事業と同じような見方で言われている部分があると思ひまして、それを直接に言うのもぐあいが悪いので少し言い回しを変えたのですけれども。

○中山委員 今の千吉良委員の発言に関連して。私もこれはわかるのですが、少し表現がきついんじゃないかなと思って。こういうこともあるという1つの場合であって、余りこれがすべてだと思われると、環境に悪い影響を与えるプロジェクトがあるからODAの理解を得られないとか、ちょっと全部じゃないなという気がしましたので。

○原科座長 もちろん。だから、「多くの協力事業は着実な成果をあげてきた」と。

○中山委員 表現を少しやわらげていただきたいと。

○原科座長 申しわけない。どうやったらいいですかね。工夫しましょう。「一部」とかね。では、今の件は表現をもう少しやわらげるようにします。

ほかにございますでしょうか。

だけど、事実関係として、確かに国民はほとんどわからないこともあるのですよ。ネガティブな情報がぱっと入ってしまうから、そっちに左右されてしまいますね。だから今の政策の方向に対しては、減らすというところを戻せという声がなかなか出てきにくいので、これを何とかしなければいけないと思います。ODAの減り方が公共事業の減り方とほぼ同じ調子なのですよね。もっと大きいかも知れない。でも、国際貢献という点では大変重要な分野ですからね、理解してもらいたいと思います。

では、今のはもう一回推敲いたします。

ほかにございますでしょうか。1. 2、1. 3は事実関係だから余り間違いがなければいいですね。あとは別紙ですから。

○清水委員 1. 1の3段落目の「そのような中、」で始まる段落ですけれども、ここに「外務省の無償資金協力の過半の業務も移管された」とあるのですけれども、たしか、私がざっと見て記憶している限りなので間違っていたら指摘していただきたいのですけれども、無償資金協力のどの部分が外務省の実施でどの部分がJICAの実施ということが明確に書かれていなかったのかなと思いますので、読み手にフレンドリーという意味で脚注か何かでその仕分けを書いた方がいいかなと思いました。

○原科座長 では、これはむしろ新JICAの方に説明の仕方を、こういう方がいいと教えておいた方がいいかな。どういう表現がいいですか。プロジェクト絡みとか、そういうことになりますね。どういう表現がありますか。

○清水委員 以前、明確にどの部分が外務省でどの部分がJICAというペーパーがありましたので。

○原科座長 それを引用するということですか。

○清水委員 こちらの中間報告書に埋めた方がいいかなと思います。

○原科座長 なるほど、脚注をつけてね。では、これは教えていただいて。

○事務局（天田） 脚注で、どういうスキームが移管されてということでもよろしゅうございますよね。

○福田委員 よろしいですか。

ここは「はじめに」ですので、書くのであれば3. 2の「新JICAの業務内容と業務フロー」というところに書いた方が整理としてはよろしいかと思います。

○原科座長 そうですね。では、今のは3. 2に書きましょうか。3. 2の中に書いた方がいいですか、あるいは3. 3とした方がいいのかな。3. 2に入れた方がいいのかな。

図1の脚注にしましょうか。では、こっちに脚注を入れてやると。では、事務局、脚注に入れることをお願いしてよろしいでしょうか。教えてください。

ほかにございますでしょうか。「はじめに」は今のようなことでよろしいでしょうか。

○清水委員 たびたび済みません。この「はじめに」のところで参照してある別紙2なのですけれども、途中でかわっていらっしゃる委員の方が……、小西さんだけです。

○原科座長 この段階ですから9月いっぱいの段階ということで。

○清水委員 失礼いたしました。

○原科座長 タイミングを書いておりますかね。「2008年9月まで」と。

○清水委員 ただ、報告書をこれからもむという段階ですので、報告書提出の日にこの段階での委員も書いた方がいいかと思うので、そういう意味では、きょうから……

○原科座長 これを書いたのは9月だったけれども、10月段階で。そうですね。10月末日ということにしまして、産業界は交代されましたので、中委員も加えていただくようにしましょう。では、これは表をまた作り直していただいて、10月末日段階ということで日付も書いてください。

ほかにございますでしょうか。

○福田委員 テクニカルなお話が始まっているので、私もお話ししますが、まず2ページ目の一番最初の行ですね、「新JBICとは、同じく2008年10月に設立される」ではなくて「設立された」になるのかなということ。もう既に日本政策金融公庫は設立されておりますので、そういうことになるかなと思います。

それから、同じく2ページの3行目、「本中間報告書は2008年10月時点」と書いてありますが、恐らく提出は11月になると思うので、これは11月にずらした方がよろしいのではないかと思います。

○原科座長 もう11月になりますね。だんだんずれていく。11月時点にしましょうか。10月時点でもいいのかな。11月でいいですか。

○吉田副座長 ただ、まとめたのは9月の段階。

○JICA（岡崎） その部分は、10月までの議論をまとめたとして、ペーパーが出るタイミングと時間のずれがあっても、それはいいわけですよ。お任せしますが、議論されている内容はそれまでの議論を踏まえたもので、今後行う作業は事実関係の確認とかいろいろな意見のコメントの出し合いですけれども、前提になる議論は10月までに行われた議論で、中間報告書が出るタイミングは11月ということがあっても、それはいいのではないかと。それはお任せします。

○福田委員 済みません、議論がいつまでという意味では9月末までだということだと思います。それはそのすぐ下の1. 2のところに表現されていることだと思います。

○原科座長 どういう表現がいいのかな。これは私も迷ったのです。9月にしたらいいか、10月にしたらいいか、11月にしたらいいか。きょうの委員会があるので一応10月時点でまとめたとしたのですけれども。これはどういう表現しますかね。

○福田委員 細かな話なので、座長の方で引き取っていただければ幸いです。

○原科座長 では、吉田先生と二人で決めますので。

○吉田副座長 できれば9月、17回までの議論をという。

○原科座長 そういう表現にしますかね。

○吉田副座長 議事録に対照だから、17回までの議論をまとめたものであると。

○原科座長 ただ、「新しい組織にした」とか、現在形か過去形かが10月か9月で違ってくるでしょう。それでこんがらがってしまったから、まあ10月でいいかなと。難しいです。間に合えばよかったのですけれども、間に合わなかったのでいろいろ面倒なことになります。

では、その辺はそういうことで、少し微妙なところがありますけれども、我々で決めさせていただきます。

1、2、3はそんなところでよろしいでしょうか。2のところは余り問題ないのかな。

○清水委員 1. 3なのですけれども、1段落目の4行目、なかなか議論が進まなかった理由のところ、「新JICA側の準備が間に合わない等の理由から」というくだりがあるので、表現方法として明確に、例えば業務フローに関する情報が早期の段階で示されなかったであるとか、そういった書きぶりの方がいいのかとも思うのですが、そうでもないですか。

○原科座長 そこまで書くとややこしいから、間に合わない部分があったと。どうしましょう。業務フローどうのこうのと書くと、ちょっとそれは……。では、「間に合わない部



分があった」ぐらいでしょうか。それはしようがないですよ。新しくつくるのは大変なのだから。新組織をつくるので苦労されているわけですから。

ほかにございますでしょうか。

では、1のところは今いただいた意見で少し直します。

2のところは、私のコメントは私と事務局ということでお任せいただいて、2の最初の部分のところ、6ページ、これはどうでしょう。大体こんなことだったと思いますが。

○福田委員 その前に、また何か官僚的なことを言うようで申しわけないのですが、別紙1～3は文書の最後に回した方がよろしいかと思えます。ここにあっても特段読者にやさしいわけではないと思えますので、最後に回した方がよろしいかと思えます。

○原科座長 前の提言のときはここに入れたので、昔のパターンでやりました。その方が読みやすいんですよ。回してしまうので読みにくいので。

○福田委員 お任せします。

○原科座長 我々理工系の人間は、結構図表をちゃんと入れないと読みにくいのですね。分けてしまうのは印刷に回すときだけで。

○吉田副座長 エディティングにかけるときに個別にやればね。

○原科座長 では、とりあえずこうしておきます。それはまた皆さんの感覚で、好みというのがありますから、とりあえず御意見をいただいて、どっちか我々考えます。

○福田委員 6ページ目の一番最初なのですが、「本委員会では、環境社会影響に対する **Safeguard** のため」というのは恐らく日本語としては余り通りのよくない表現なのかなと思ひまして、これはもうちょっとこなれた表現に。「環境社会影響を回避・最少化し、持続的社会的形成に貢献するため」とか、もうちょっと日本語として読みやすい表現にしてくださいの方がよいのかなと思ひます。

それから、その下に来まして、ポツの2番目、「なお、以下、従来のガイドラインを現行ガイドラインと記したが」というところがあるのですが、その最後の「このもとで、新たな範疇である協力準備調査を含め、新JICAの」、この意味がよくわからなかったのですが、旧来のガイドラインが暫定的に適用されるということと、「このもとで」、「協力準備調査を含め」という文章がちよつとつながらないかなと思ひたのですけれども、この意味を確認させていただけますか。

○原科座長 暫定的に適用されるということですから。

○福田委員 「このもとで」の「この」というのは。

○原科座長 暫定適用という仕組みというふうに理解できないですかね。

○福田委員 この段落が一体何をおっしゃりたいのかというのが私は余りきちんとつかめなかったのですけれども。

○原科座長 暫定適用という枠組みのもとでという意味です。つまり、今ガイドラインはないわけですから、暫定適用するわけでしょう。暫定適用だから、協力準備調査も対象から外すのかどうかということです。暫定適用でも対象にして考えるということだったと思います。それとも外すということになりましたか。

○福田委員 前回の委員会でいただいた御説明ですと、例えば無償資金協力の審査あるいは実施というのは、現行の J I C A のガイドラインを参考にしつつ、環境社会影響の把握に努めというような文言が用いられていて、適用されているのかどうかというのは必ずしもそこでは明確でなかったのかなという印象を持っていました。

○原科座長 これは「適用対象」という表現ではおかしいですか。

○事務局（渡辺） 「適用対象」という言い方が適切かというのは疑問がありまして。というのは、現行の J I C A ガイドラインの中で対象の事業としておりますのは、ここにも書いてありますように無償の事前の調査と技協プロジェクトと開発調査でございますので。協力準備調査は新しいスキームになりますので、これに当たるという関係には直接にはならないのかなと見ております。ただし実態としての対応はしていくという御説明をさしあげたところでございます。

○原科座長 どういう表現がいいですか。対象にはならないということは、環境社会配慮はやらないということになる。そういうわけではないですよ。

○事務局（杉本） そういうわけでは……。実際的にはこれまでどおりやっていくということ。

○原科座長 実質的にと言った方がいいかな。どういった表現がいいですか。

○事務局（天田） もともとこちらの方に段落を記載いただいている御趣旨が、従来のガイドラインを「現行ガイドライン」と記す背景ということかと思っておりますので、それであれば、ここで協力準備調査が適用対象となるとか、そのあたりの文章というのは必ずしも必要ではないのではないかと思います。すけれども。「なお、以下、従来のガイドラインを現行ガイドラインと記したが、10月以降も、従来の J I C A 及び J B I C のガイドラインが暫定的に適用されるためである」ということで、両ガイドラインが暫定的に来ているということをお記いただくということがここでの御趣旨かと思いましたが。

○原科座長　そういう趣旨ですけれども、協力準備調査をどう扱うかという疑問が生じますからね、その説明を加えた方がいいと思っています。そうしないと、では新しい範疇はどうなるのという話に当然なりますよね。それに対してネガティブに考えるかポジティブに考えるかで、適用されると言った方がポジティブだと思ったのでそういう表現をしたのですけれども。

○北村委員　外務省の北村でございます。

ちょっと議論が戻るのですけれども、1つ目のポツのところ、「この、組織の行う全ての業務を対象とするという考え方を継承する」と書いてありますけれども、形式的な理由と、まさに今の論点にかかるサブ的な理由からコメントがありまして、形式的な方から申し上げれば、JICAの行う業務というのは国際協力機構法に書いてあって、それは事務局の方が詳しいかと思いますが、ここに書いてあるだけではなくてもっといろいろな業務があります。純粋な技術協力とかもあって、必ずしもそこまでこのガイドラインが及ぶわけではないと思いますから……。

○原科座長　現行のガイドラインは技術協力も対象だと思います。

○北村委員　技術協力の中身によるのですが、専門家派遣とか研修員受け入れとかいう……

○原科座長　一応そういう枠組みにして、スクリーニングで実際の——スクリーニングの対象になるでしょう。

○事務局（渡辺）　先生、JICAのガイドラインの中には適用対象事業を書いておりまして、その中で開発調査と無償の事前の調査と技術協力プロジェクトと書いておりますので、これ以外のJICAの事業として、例えば技術協力の中では研修員の受け入れですとか単発の専門家派遣がございますし、あるいは技術協力以外にも青年海外協力隊の派遣のような事業もございますので、現行のJICAガイドラインでもすべての事業が対象ということではございません。

○原科座長　わかりました。

○北村委員　そういう意味で、現在の書き振りだとそうした事業も対象なのかという疑念が生じるので、そこはちょっと書きぶりに工夫があるのではないかというのが形式的な観点からのコメントです。

もう一つ、実質的なコメントが、まさに今の論点となっていた協力準備調査に関する部分だと思うのですが、この場でも、以前いらっしゃったJBICの廿枝さんを交えて、

協力準備調査がガイドラインの対象になるのか否かというような議論がありました。少なくとも有識者の側からはこれを対象外とすべきだというような強い意見はなかったと記憶していますが、ここに書いてあるように協力準備調査が適用対象となると言い切るのが正しいのか。すなわち、協力準備調査というのも川上から川下までいろいろあるわけで、このガイドラインが適用される部分はその中のまさに環境社会配慮が必要な部分ですから、協力準備調査が適用対象か否かを単純にゼロか100かで決めることは出来ないのではないかと。席上配布されている議事録チェックメモの1頁目の右側にも清水委員の意見ということでその趣旨が書いてございますけれども、まさに先ほど事務局側がおっしゃったように、事務局が引き取って検討している部分がある中、現在の書き振りに若干抵抗を感じているのではないかと思います。否定的なニュアンスを出すのは確かによくはないと思いますし、少なくとも有識者の意見ではないとは思いますが、少し書きぶりの工夫はできるのではないかと思います。

○原科座長 わかりました。原則的にはとにかく環境社会影響が大きいと思われるものが対象という意味ではすべてなのですけれども、おっしゃるようにそれがもともとないものは考えなくていいわけですね。そのおそれがあるものはすべて対象ということだと思えます。だから、ちょっとこの表現は書き方を変えましょう。ありがとうございました。

○福田委員 今の北村さんのお話は中身にかかわる話なので、ちょっと意図を確認させていただきたいのですが、協力準備調査というスキームがあって、その中でガイドラインの対象でないものが出てくるという御理解なのでしょうか。もちろん環境影響の特定予見されないプロジェクトに対する協力準備調査というのにはあり得るので、そういったものについては早い段階からスクリーニングという手続を用意して、その中で一定配慮の対象から外していくということはガイドライン上予定されていると思いますが、それを含めて、もちろんスクリーニングはすべてのプロジェクトにやることになると思うので、それを踏まえた上でなお協力準備調査の中でガイドラインの対象から外すべきものがあるとしたら、それは具体的には何になるのでしょうか。

○北村委員 ニワトリと卵の議論になるかもしれませんが、まさにガイドラインの中身をどうするか。例えばサブの方の議論になってしまいますけれども、一番最初の段階の情報公開から始まって、どういうガイドラインになるかがまだ固まっていないので、そういう中味の固まってないガイドラインを全部この協力準備調査の対象としますと言われると抵抗を感じるというのが率直な感想です。ただ、逆に、我々外務省としても、恐らく

このJICA事務局としても、100パーセントそこは対象外だということを主張しているわけでもなく、そこはまさに中身とリンクしながら議論されるべき部分ですので、協力準備調査は全部ガイドラインの対象となりますと一言だけ中間報告書の最初のところに書いてあるということについて、少し工夫が必要ではないでしょうかということをお願いしているわけです。今の段階で、ガイドラインの内容についてのイメージを関係者で共有しないまま、すべてを適用対象にしましょうということだけを言うのは乱暴ではないでしょうかという趣旨でございます。ちょっと役人答弁みたいですがけれども。

○原科座長 ただガイドラインは、基本的な考え方はみんなわかっているわけですね。問題は、環境社会影響が大きく出るおそれがあるかどうかでしょう。それで判断することですね。先ほどおっしゃった技術協力プロジェクトはその可能性があるから対象ですね。それ以外のものは、派遣とかそういうのはほとんどないから最初から対象でなくていいと。そうすると、協力準備調査というのは、そういう意味ではその可能性はあり得るという感じを結構皆さん持っていると思いますね。

○事務局（天田） 9月までの議論で私が理解しておりますところでは、協力準備調査につきましては、本体の準備の調査でございます。その調査自体がこの環境に対する影響を及ぼすのかというと、そこは本体のための準備であって……

○原科座長 そうそう、本体の準備だから。本体が影響がありそうだから。

○事務局（天田） ということをお願い申し上げていただくと理解してございますので、どちらかといいますと協力準備調査が対象なのかどうかというよりは、まさに本体が対象であって、そのためにどういった環境社会配慮をやっていくかということが当然協力準備調査の中でも求められるということではないかと考えてございます。

○千吉良委員 今の天田さんの意見に全く同感なのですが、私もこの議論を前にしたときにすごい違和感があったのは、適用対象かどうかという議論は、要するにプロダクトごとというか、無償は対象かどうか、有償は対象かどうか、そういう切り口だったらわかるのですが、縦軸の方で、調査は対象かどうか、審査は対象かどうか、実施段階はどうだというような議論はやはり違和感があるのです。無償とか有償が対象になっているのであれば、そこに属している段階というのは当然ガイドラインに沿ってやっていかなければいけないわけです。だから、切り口が段階の方で対象かどうかというような議論は少し違和感があるなという気がします。

○原科座長 私は逆に、だから問題ないだろうと思いますけれども。

○福田委員 今、天田さんや千吉良さんがおっしゃったことはそのとおりでと思うのですが、しかし、この点について、協力準備調査は準備なのでガイドラインの適用対象に含むことに疑義があるという議論をなされたのはJ B I Cの側であって我々ではないのですね。したがって、それについてあれだけの議論をし、今の千吉良さんのおっしゃり方を借りれば縦の部分として協力準備調査の段階からきちんと環境社会配慮を埋め込んでいくということをガイドラインの中でやりますよという議論をしたわけですから、それはこの報告書にしかるべく記した方がよいのではないかと私は思います。

○原科座長 廿枝さんも、協力準備調査自体は対象だけれども、情報公開の場合に制約されるという言い方をされたと思いますね。だから、協力準備調査自体は対象ではないという言い方はしなかったですね。本体事業と関連しているのだから。ただ、その場合に情報公開対象は物によっては制約されるであろうという言い方をされました。

○事務局（天田） 情報公開のところはさようでございますし、繰り返しになって恐縮なのですがけれども、協力準備調査というものはあくまでも準備のものでございまして、ガイドラインでまさに環境社会配慮が求められているのが本体であり、そのための社会配慮等必要なところの手続をやってまいります1つのものが協力準備調査でございますというのは、まさに福田委員から御指摘いただいたそのとおりでございましてけれども。

○原科座長 だから、本体と一体化とよくおっしゃっていたけれども、全体でセットだから、スタートは協力準備調査になるだろうと思いますよ。アセスメントはそういうものですから。本体の前にやるのがアセスメントですから、その段階で関与しなかったらアセスメントしようがない。特にS E A。より早く。ですから、具体的にはやはり対象になることになるとは思いますけれども。本体が対象ということは、その一体である協力準備調査も対象と。我々委員会としてはそのような理解でよろしいですね。

では、書き方を少し変えますけれども。これでいいのかな。「このもとで」という表現はやめてしまった方がいいのかな。では、これは我々学識者でもう一回表現について工夫いたします。

ほかのところはいかがでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） J A C S E Sの田辺でございます。

私は委員ではないのですが、ちょっとコメントさせていただきたいのですが、迅速化の観点を加えるということで、この委員会の中で迅速化を進めようみたいな話は多分してな

いと思うのです。

○原科座長 迅速化の観点の議論は時々出ましたよ。迅速化という要求があるから、それに対する観点から判断して。

○一般参加者（田辺） 要求があるということは多分そのとおりだと思うのですが、迅速化が環境社会配慮の効果が大きいという議論はしていないと思います。

○原科座長 いや、早期段階から環境社会配慮することは迅速化に貢献するという意味ですよ。

○一般参加者（田辺） そういう部分もありますし、この委員会の中で議論された中では、迅速化が要求されているので早期の段階での情報公開の期間が調整が必要だというような議論があったかと思いますが。

○原科座長 それは情報公開の期間についてですね。だけど、早目にやる、SEAとかそういうのは迅速化に貢献するはずだということなのです。そういうことはありませんか。環境アセスメントの世界でスコーピングを始めたのは迅速化のためなのです。スコーピングやった方が結局は手戻りがなくなるのです。環境社会配慮をしっかりとやる社会においてはそうなのです。ちゃんとやらなければ後で手間がかかってしまうから。だから、NEPAのもとでは、10年間の経験でスコーピングを早目にスタートするように新しく仕組みを変えたのです。それが今世界の標準型になっているわけなので、早期段階からの配慮というのは迅速化に貢献すると私は理解しているのですけれども、私の理解が間違っているかもしれませんが、そういうことでございます。

○高梨委員 恐らくこの一文で見ると、前半と後半とに分かれて、経済界からお願いしたときの迅速化というのは、いろいろな手続が煩雑になったり、それで時間を要して本体事業がなかなかスタートできない、そういう面で手続の効率化とか迅速化をぜひお願いしたいというのが趣旨だったと思ひまして、後半は若干座長の思い入れが入っているのではないかという気がいたしますけれども。

○原科座長 これは外した方がいいかな。

○高梨委員 この2つは分けられたらどうかなと。

○吉田副座長 今のは別立てで書いたら。

○原科座長 これは、おまけで私の考えを書いたので、おっしゃるとおりです。

どうぞ、福田委員。

○福田委員 迅速化との関係で言えば、1つは迅速化という要請がある、そのもとでJ I

CAの手続の中でどのような重複があり、何をどう重ねられるのかということは確かにこの委員会で議論されたことなので、それはもう少し丁寧に書かれた方がよろしいのかなと思います。一方で、迅速化によって環境社会配慮が弱められることがないようにというのはこちらから常々申し上げていることであります。すなわち、迅速化というのが決して環境社会配慮が十分になされていない事業を実施に持つていくための抗弁になるわけではないということも、それはそれでここで議論され、皆さんに合意していただけていることなので、もし両面書いていただくのだったら、その点を記していただきたいかなと思います。

○原科座長 迅速化の観点を加える。一文ふやすなら、むしろ、迅速化によって環境社会配慮が不十分にならないように留意するとか、そのようなことを加えた方がいいという御意見ですね。いかがでしょう、その方がよろしいですか。——では、追加文章は変えます。そのようにいたしましょう。「ただし、迅速化により環境社会配慮が不十分にならないこと」と。

ほかにございましょうか。

○北村委員 今の点ですけれども、まさにお二方から御発言があった両者のバランスというのが一番重要だと思いますので、迅速化と環境社会配慮の確保と、その2つが等しく書かれるような文章が一番いいかと思います。すなわち、さっき高梨委員がおっしゃったような、手続が煩雑にならないような形で迅速に環境社会配慮を確保するという視点と、ただ、その結果として環境社会配慮が不十分なまま迅速化の名のもとに進められることがないようにという視点についてのバランス、中間報告書の中で記述する文章の長さを等しくするという意味でのバランスも含めてのバランスだと思いますので、御配慮いただければと思います。

○原科座長 では、これも我々でやります。

どうぞ。

○清水委員 細かい点なのですが、迅速化の次の○の「検討に当たっては」の(4)のところで、「他の国際機関や二カ国間援助機関」という表現がされているのですが、1ページ目の2パラ目の下から2行目、「の国際機関」から始まる行ですけれども、こちらでは「二国間機関」と書いてありますので、文言の統一をした方がいいかと思いました。

○原科座長 どっちがいいのかな。

○事務局(天田) 「二国間」が多いかと。



○原科座長 では、「二国間」に直します。ありがとうございました。

ほかにございますでしょうか。

気がつかないですね。どうもありがとうございました。若い人はしっかりしてきちんと見てくれるからいい。

○北村委員 では、この機会に悪乗りさせていただいてコメントさせていただくと、細かい点という意味では、1ページ目のところで予算への言及がございますけれども、1パラ目の5行目あたりですが、「1990年代は世界一の予算規模だった」というのは、「予算」というよりはむしろ事業量でして、予算自体は平成10年の財政構造改革以降減り始めています。2000年代から減ったのは恐らく事業量の方だと思いますから、若干言葉の整理が必要かと思います。

○原科座長 わかりました。どんどん御指摘ください。そうすると後がスムーズに行きますから。ありがたいことで。

どうぞ。

○吉田副座長 今の「検討に当たって、以下の点を参考にする事とした」の(4)なのですけれども、ここ5~6年、パリ宣言とかいうことで「協調」という言葉が結構キーワードなので、「他の国際機関や二カ国間援助機関の環境社会配慮に関する政策」——「との協調」というのがあった方がいい。というのは、今や受け入れる途上国が、余りに多くのガイドラインで、**Too many guidelines means no guideline.**という状況なので、結構そこが大事かと思って。我々はそれをずっと考慮していると思います。

○原科座長 「ハーモニー」。

○吉田副座長 「ハーモナイゼーション」ですね。

○原科座長 いかがでしょう。「ハーモナイゼーション」。

○事務局(天田) 「調和化」では。

○吉田副座長 「調和化」だね。「調和化」という言葉を使っていいのですね。それはみんなサミットであれしているから。

○原科座長 「調和化」ね。

○吉田副座長 これは今回のJICAの戦略4本のうちの1つになっているよね。

○原科座長 ハーモナイゼーションは若干危険な感じもするのですよ。調和化で低い方へ行ってしまうとまずいから。むしろ世界をリードしたいから。調和ばかり言っていていいのかなという感じもするのですけれども。

○吉田副座長 でも、調和というのはオーケストラと同じで、高いトーンと低いトーンが調和すればいいので。そうもいかない？

○原科座長 そういけばいいのですけれどね。何かみんな同じでユニゾンになって。

○吉田副座長 モノトーンになってしまう？

○原科座長 モノトーン。

では、「調和化」と加えてよろしいですか。単なる「調和化」。

ほかにございますでしょうか。

○事務局（天田） 差し出がましいところでまことに申しわけございませんが、最初にどなたか御指摘ございました参考の座長コメントでございますけれども、基本的な考え方ということで委員の皆様が御一致になられたところがこの2の本文で、御参考ということであればちょっと長いので、先ほどもあったようにあるいは後ろに持ってくるのかということもあり得るかなということがございますが。これは私どもが判断することではないということは承知した上でございます。

○原科座長 ありがとうございます。では、レイアウトは少し考えましょうか。ただ、ここに入った方がわかりやすいということはありません。我々、普通は脚注をちゃんと入れるとか図を入れるとかしますから。

ほかにございますでしょうか。

○清水委員 今、2が終わったと考えてよろしいのですか。3に行ってよろしいでしょうか。

○原科座長 特になければ3に行きましょう。どうぞ、3で何かございますか。3. 1、3. 2は大体これで。これは事務局が出していたものですが。

○清水委員 座長コメントにはコメントがなしかという理解で、今3なのかなと思ったのですけれども。

○原科座長 2のところ特にそれ以上御意見がなければ切り上げてもいいと思いますが。

○中山委員 座長コメントにコメントしてよろしいですか。大きな話を書いてあるので。

10ページの④の事業実施段階のところ、「事業実施の過程で、対象プロジェクトの実施に当たって環境社会配慮が確保される見通しが極めて低いことが明らかになった場合、対象プロジェクト及び協力事業の大幅変更や中止を含めた抜本的な見直しを行うべきである」と書いていますよね。先生の意見としてはよろしいのですが、今のガイドラインとか何かここまで書いていますか。そのように書いてあるのであれば別にいいのですが、そ

うでないと、かなり踏み込んだ形になるのでちょっと気になっているのですが。

○原科座長 私が勝手に理解したのかもしれない。そういうことでつくったはずですがけれども、確認しないとまずいですかね。これは前の提言のときはこういう議論をしてこういうことでまとめたのですけれども、それを受けていただいたはずなので、そういうことは可能だと私は思っていましたけれども。

○中山委員 「べきである」ですから、「とする」ではないですから、まあいいですか。

○原科座長 「極めて低いことが明らかになった場合」ですね。

○福田委員 今、手元にJBICのガイドラインですけれども、JBICのガイドラインは、モニタリングの項目に、環境社会配慮につき事態の改善が必要である場合には適切な対応を要求し、不適切な場合には貸し付け停止等の措置を検討することがあるという文言がありますし、その旨を融資契約等に反映しろという文言もあるので、特段おかしなことは……

○中山委員 では、全く今と同じ段階ということですね。特に踏み込んではいないと。

○福田委員 ガイドラインにはこう書いてあるという御紹介です。済みません、意図については先生に聞いてください。

○原科座長 JBICとJICA両方ございますのでトーンがちょっと違うかもしれませんがけれども、基本的にはこういう考え方で。これがアセスメントの考え方なので、これをやらなかったらほとんど意味がないと思います。よろしいでしょうか。

ほかに何か。

○千吉良委員 座長コメントの7ページのところで、新JICAの役割と責任、(2)の①の最初のところですが、これは新JICAさんに確認したいのですけれども、「相手国政府が行う環境社会配慮が確保されることを確認し、不十分な場合は必要な支援を行う」と。この「支援」という言葉が適切なのかどうか。支援というとかなり主体的にやるように私には読めるのですけれども、「働きかけ」とかそういう言葉なのか、あるいは新JICAも川上からやっているからこれは「支援」でいいということなのか。その辺、むしろJICAさんの御意見をお聞きしたいなと思っています。

○原科座長 私はこのように考えましたけれども、こういうことでよろしいでしょうか。

○事務局（渡辺） ここは新ガイドラインでどう定義していくかによってくるところがあるので、現行JBICガイドラインでは「支援」という言葉はありませんで、現行JICAガイドラインの中では「支援」という言葉を使っております。そういう意味

では、技術協力の場合は支援ということになるかと思うのですが、例えば資金協力の場合、不十分な場合に、ここは不十分だから相手国で何とかしろということもあり得るわけですので、必ず J I C A の方から何か相手国にしてやると決まっているものではないと理解しております。

○原科座長 「必要な支援」という言い方をしているのはそういうことで、いろいろ幅があるとは思いますが。

○千吉良委員 そういう意味では、「支援あるいは働きかけ」と。要するにみずからが主体になる場合とそうでない場合が両方あると思いますので。

○吉田副座長 「必要な働きかけや支援を行う」。

○原科座長 なるほど。「働きかけ」と言った方がいいかな。

○吉田副座長 両方入れましょう。

○福田委員 私もこの辺の書きぶりについては千吉良さんと同じ疑問を持ったのです。もともとここに座長コメントとして出していただいているものは、現行 J I C A ガイドラインの改定委員会の提言をもとにしていらっしゃると思うのですが、それもあって、技術協力機関であった J I C A の性質に基づいて前回議論された内容に結構引っ張られているかなという感じは私も受けています。特に案件の審査段階で何か支援をするというのは基本的にはないことだと思っておりますし、その辺のここで議論された内容というのは、報告書の後ろの方をめくっていくと、15 ページの下から 16 ページのあたりにまとめてあります。委員会の議論のまとめはこういうことでよろしいかと私は思っているのですが、若干そことの整合性がないのかなという感じは私も受けております。

○原科座長 わかりました。今のは「必要な働き方や支援を行う」という表現に変えます。おっしゃるとおりで、J I C A の方のベースにあったので、J B I C の場合にはこれでは対応できないような表現になっているかと思えますから、直します。ありがとうございます。

どんどん言ってください。直しましょう。

○吉田副座長 今のポイントなのですが、結局 J I C A と J B I C が統合した売りということで、援助モダリティが有機的・統合的に使えるという、そういう組織としての大きな目標を踏まえて適正に用語を選んで書いていったらいいと思います。要するに、グラントもあるし、円借もあるし、技術協力もあるし、研修もあるし、留学生もあると、いろいろな制度があるから、そういう J I C A が援助機関として比較優位を持っている手

段をうまく使って支援あるいは働きかけをしましょうということですね。私はこの点はとも大事なポイントだと思うのです。

○原科座長 これは緒方理事長もインタビューでそうおっしゃっていましたよね。総合的な取り組みができるのが強みだと。まさにそのとおりですね。そんな感じでこれは書きましたけれども、「支援」だけではまずかったと思います。「働きかけや支援」といたしましょう。

ほかにございますでしょうか。

では、2のところも御意見いただきましたので、修正いたします。私の責任で書きますけれども。

では、3に移りましょう。よろしいですか。「従来の環境社会配慮と新JICAの業務」でございます。3.1が「従来の業務における環境社会配慮の状況」、3.2が「新JICAの業務内容と業務フロー」、3.3が「協力準備調査」、3.4が「現行スキームにおける開発調査の取扱い」。いかがでしょうか。これは事実関係の確認もあわせてできればと思います。

通常ですと休憩を入れますけれども、きょうは一気に行ってしまいましょうか。多分3できょうは終わって、あとは宿題にしますので、もう少々、4時ぐらいを目標に終わればいいですね。

○事務局（天田） 先ほどもございました協力準備調査のところ、幾つか事実関係等のところがございますが、ここで余り細かくお時間をお取りするのがあれであれば、そのところは後ほど事務局の方で整理させていただきますけれども。

○原科座長 簡単に説明だけしていただいて、あとは事務局で作業に協力していただくと助かります。もし何かコメントがあればお願いして、なければ文言の訂正を後でいただくようにしましょう。委員の皆さん、そんなことでよろしいでしょうか。では、事務局にちょっとお助けいただくようにいたします。

ほかの部分はいかがでしょうか。

○事務局（渡辺） 個別にはまた表でお出ししたいと思いますけれども、ちょっと具体的に指摘させていただきたいのは、14ページの3.3の○の2つ目のポツの3つ目ですか、「無償資金協力の事前の調査は、新JICAにおいては協力準備調査として行われる。具体的には、案件の妥当性、有効性、効率性を確認するための調査が行われ、日本政府との対処方針協議を経た上で、案件の設計・積算のための調査が別途実施される」となってお

りまして、調査が2つあるように書かれているのですけれども、そもそも協力準備調査全体が妥当性、有効性、効率性確認のための調査になっているということと、設計・積算は協力準備調査の中で行われますので調査が別途実施されるわけではないということだけ御説明を申し上げておきたいと思います。

○原科座長 これは、ちょっとそういうふうにしたらいという議論があったのですね。ちょっとこんがらがってしまった。そういう御提案いただいたところですね。では、これは直してください。表現がまずかったと思いますから、これも表現を御訂正いただいて。

協力準備調査の表現に関しては私なりの理解で書いたので間違いがあるかと思いますが、直していただいた方がいいですね。それで改めてこれで確認いたしましょう。

ほかのところはいかがでしょう。3. 1のところはよろしいですか。

○吉田副座長 よろしいですか。3. 2の業務フローなのですけれども、これは実は一番上の案件形成段階の上に国別の実施方針というのが入っているはずですよ。たしかそういうことがあって、それは北村さんが悩んでいたローリングプランの話と関係すると思うのですけれども、外務省ではなくて新JICAがつくるローリングプランとしての実施方針ですか、国別援助実施方針とか、ちょっと正式な名前はわからないけれども、1行か2行、そちらの上流があった方がいいと思うのです。そうすると、それが恐らく公開されると思うのですけれども、大分話が違ってくるという印象を受けているものですから、上流部分をどこまで書き込めるか、あれしてください。

○原科座長 では、今の件をお願いいたします。

○JICA（植嶋） 企画部の植嶋です。

国別の援助実施方針というのは、まだ作成をどのようにするかというのは決まっておりません。そのような方針を持つということはこれまでいろいろなパンフレット等にも書かれていると思うのですけれども、そもそもどのような形式でつくるのかとかいうことについてもまだ政府と議論している最中ですので、今この時点でこの業務フローの中に入れるのは適切ではないと思います。

○原科座長 どうぞ、清水委員。

○清水委員 12ページ目の(3)、一番最後のところなのですけれども、旧JBICの補足調査と実施状況確認調査から出た課題についてですけれども、例えばということで3つ挙げていただいています。私見かもしれませんが、この課題で非常に重要だと思った点が、間接的影響住民に関して影響があると認識されてなかったというポイントもあった

かと思しますので、その点もつけ加えていただければと思います。正確な表現は覚えてないのですけれども、間接的影響住民が影響住民として認識されていなかったといったレッスンがあったかと思えます。

○事務局（杉本） その点は、ここに出ていますのは最初の補足調査のものが主というか、多分そこから出てしまっていて、今おっしゃっているのは、9月に出させていただきました現地調査の方で私どもの調査の結論ということで挙げておりますので、そちらを見ていただいて、そこを使っただけであればいいかなと。

○原科座長 ここに書いておいた方がいいのではないかとということです。

○事務局（杉本） これも運用調査ということで、まず机上ベースでやりまして、最初に結果を御報告させていただきましたけれども、それに合うのがこの内容になっています。現地に行って調査した分、補足調査の結論もこれにプラスしてございますので、清水委員がおっしゃっているのは、そちらの方でも重要なものがあれば一つ二つ加えてはどうかということかと思ったのですが。

○原科座長 それを加えた方がいい、加えてもらいたい、加えることはできると。

○事務局（杉本） それはもう9月に。

○原科座長 それはわかっています。この報告書に入れるということです。

○事務局（杉本） ガイドラインの課題ということですので、それは問題ございません。

○原科座長 では、その文言を入れるようにしましょう。

ほかにございますでしょうか。

どうぞ、フロアから。

○一般参加者（田辺） そうすると、このJICAとJBICの海外経済協力業務が行ったそれぞれの調査の報告書に対する最終段階での委員コメントみたいなものが（4）あたりで清水さんあたりから幾つか出ていたと思うのですけれども、その辺も入れた方がいいのかなとは思ったのですが、いかがでしょうか。

○原科座長 11ページ、12ページで、例えばJICAの調査の結果（3）まで行って、（4）に委員のコメントを加えろと。これは加えますか。委員会だから加えた方がいいのかな。

○高梨委員 でも、もうここである程度コンパクトにまとめてあるのではないですか。ここで気になったのは、今言われた2回目の調査の結果が若干抜けているということで、それをつけ加えていただければ、清水委員の発言でなくてもいいのではないかと思います。

○清水委員 私が以前コメントを出させていただいたのは速報版についてですので、最終的なものにはコメントは出してないですし、出す予定がなかったもので困惑しているところですよ。

○原科座長 では、今の高梨委員の御意見のように、追加で後の方のレポートを幾つか入れていただくような格好で対応していただきましょう。委員コメントなんて、いろいろなコメントが出てきてややこしくなって、それで整理が大変になってしまいますから。

3の部分はよろしいでしょうか。ほかに御意見ございますでしょうか。

フロアからどうぞ。

○一般参加者（田辺） 業務フローに関してなのですが、恐らく検討中のものもまだあるかと思うので、それを今回書いておいた方がいいかなと。この図1が完全なものではないですし、この段階で検討されているところもあると思うので、何か一言加えた方がいいかなと思います。

○原科座長 12回の委員会のときですね。でも、今の段階はこの格好でよろしいですね。9月段階。

○吉田副座長 一番上に国別実施計画検討中と。

○原科座長 国別実施計画検討中と書きますか。

○事務局（天田） 先ほど申し上げましたような状況ですので、この資料はまさに9月末までの御議論での第12回での資料ということにさせていただきます。

○原科座長 有識者委員会資料と書いておきましたから、この段階のということにしましょう。それで出典を下に書いておきます。9月段階での検討資料だといたしましょう。

では、あとの宿題はむしろ次の段階、ガイドラインのときに議論しましょう。

いかがでございましょうか。3まで大体よろしいでしょうか。

では、3までに関しましては、きょういただいた御意見に基づいて少し手直しするよういたします。4に関しては議論をもう一回確認することが必要で作業がかかりますので、宿題ということにいたしまして、皆さんから御意見をいただきたいと思っております。

#### 第19回委員会について

○吉田副座長 宿題の方の期限は？

○原科座長 文書でいただいて期限を切りましょう。



○吉田副座長 ない場合もないと。

○原科座長 そうですね。ない場合もないと言っていた方がいいですね。2週間ほど置いた方がよろしいでしょうか。それから事務局で整理していただくということで、10日の月曜ぐらいまでではどうでしょう。10日間。

○福田委員 次回の委員会はいつになるのでしょうか。というのは、書面を出していただいたものは、恐らく中間報告書に対応する形で整理していただいた方がよろしいかと思うのです。各個人のコメントを一つ一つつぶしていくというよりは、中間報告書案に対応する形で各委員のコメントを整理し直していただいて、それを上から議論するという形にしないと、ある委員のコメントが議論された後にまた別の委員の同じところに関するコメントが来てしまうということがあると思うので、そういう意味で次回の委員会の日程の前に事務局の皆様にご作業していただけるだけの……

○原科座長 そういう意味で言っているのです。

○福田委員 なので、次回はいつですかというお問い合わせなのですかけれども。

○原科座長 だから、10日に締め切って、後の作業段階を考えるから10日と言っているのです。作業が要りますからね。だから、10日に締め切って1週間後に委員会とか、そのぐらいあけないと無理だというのはおっしゃるとおりです。

○吉田副座長 11月中旬から下旬ですね。

○原科座長 10日では早過ぎたら、ちょっとずらして、そうすると下旬でしょうね。17日の週じゃないと無理だと思います。10日に締め切って、あとは17日の週に委員会を設けられればいいかなという感じですね。どうでしょう。10日では早過ぎますか。

○千吉良委員 個人的には10日は……11日まで不在になりますので。

○原科座長 では11月12日か13日ぐらい。

○福田委員 これは議事録にとっていただかなくてもいいのですが、私、委員を離れなくては行けなくて、11月27日から旭川で司法修習に入りますので、それ以降はこの委員会に携わることができないのです。余り遅い日程になるようでしたら、コメントを出すことも含めて私のかわりの委員の方にやっていただくということになるので、できれば早い10日とかで締め切っていただいて、中旬には御議論いただければ私も参加できるのですが、そうでないと委員の交代が必要になるかと思っております。

○原科座長 そうしたら10日でもいいですか。

○千吉良委員 おくれて1人出すというのでもいいですか。

○原科座長 それでもいいかもしれないですね。では、千吉良委員はそういう御事情ですので若干おくれることはやむを得ないということで、10日で一応締め切らせていただいて、委員会は18日ぐらいにしましょうか。火曜ぐらいでどうでしょう。18日ぐらいならばよろしいですか。

○福田委員 はい。

○原科座長 火曜は、私は午後の時間が詰まっていますので、午前から始めていただくと大丈夫です。では、10時から2時ぐらいまでということで。

○JICA（岡崎） 吉田先生はご出張ですよ。

○吉田副座長 17日は大丈夫でしょう。

○原科座長 18日の午前中です。

○吉田副座長 私が出発するのは18日ですか。午後？

○JICA（岡崎） それは先生がお決めいただければと思いますが。

○吉田副座長 17日はだめですか。

○原科座長 17日は学内の会議が2時からあるのです。

会議を開くのは月曜より火曜の方がいいですよ。月曜でいいですか。

○事務局（杉本） 事務局は特に問題はないと思います。

○原科座長 どうしましょう。18日がうまくいかないということは、17日になるかな。

では、月曜日、ちょっと早目で9時スタートでもいいですか。9時－1時。

○中山委員 月曜日は必ず朝会議があるのです。午前中はちょっと勘弁してください。

○原科座長 多分いろいろな御都合があると思います。やはり火曜日かな。だから、お昼ぐらいで途中でということ。

○吉田副座長 途中で退席します。

○原科座長 では、火曜日、10時から2時までにいたしましょう。ちょっとサンドイッチぐらい食べてお昼はしのぐという感じにしましょう。

では、第19回目を18日に行います。その段階で、今整理していただいたものを見ながら、できたらその回でレスポンス、もう決めてしまう。それで直したものを次の委員会で確認すればいいと。

○福田委員 もう1回というのは。

○原科座長 18日の後、もう1回は決めておいた方がいいかな。その後はすぐできますね。金曜日にやってしまうのは。21日。

○福田委員 21日に開催していただければ私は参加することはできます。

○原科座長 では、21日にやりましょうか。だから、18日に大体けりをつけて、あとはレスポンス。21日の金曜日。いいですか。ここは通常のパターンで1時半スタート。では、21日の1時半からにしましょう。一応4時間、きょうみたいに早く終わればいいのですけれども、5時半まで取っていただいて、早く終われば早く切り上げたいと思います。

それでは、確認いたします。11月10日締め切りで御意見をいただきます。千吉良委員は御都合がございますので若干おくれて出していただくということにします。そして、18日に第19回委員会を開きます。朝の10時から午後の2時まで、4時間お取りいただきたいと思います。引き続き21日に、第20回になりますけれども、1時半から5時半ということで開かせていただきます。スケジュールとしましては、18日の段階で大体固めまして、それに対して直したものを21日に確認する。スムーズにいけば21日は余り長く時間をかけないで終わるようにしたいと思います。時間が少しかかる場合には21日に少し議論いたしますけれども、あとはとにかく21日の段階の議論でファイナルをつくってしまうことにしたいと思います。そうしないとスケジュールが厳しくなりますので、目標は21日には案が固まるようにしたいと思います。よろしいでしょうか。——では、そのように進めさせていただきます。

特にほかの件で何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、終わりにいたします。

おまけでIAIAのニューズレター、新しい情報をお配りしました。ちょうどガイドラインをつくるに当たって、ご参考になるかと思えます。特に専門家としてのエシックス、倫理ということについて、2頁の **From the President** というコーナーに書きましたので、それをお読みいただければと思います。これは御紹介だけさせていただきます。

以上で終わります。どうもありがとうございました。

午後3時33分 閉会